

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年9月11日提出
【計算期間】	第30特定期間(自 2019年12月13日至 2020年6月12日)
【ファンド名】	グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

**商品分類表**

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信  追加型投信	国 内  海 外  内 外	株 式  債 券  不動産投信  その他資産  資産複合

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

**該当する商品分類の定義について**

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信(リート)およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とするものをいう。

**属性区分表**

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式	年1回	グローバル (日本含む)		
一般	年2回	日本		
大型株		北米		
中小型株		欧州		
債券	年4回	アジア		あり
一般	年6回(隔月)	オセアニア		
公債		中南米		
社債		アフリカ		
その他債券	年12回(毎月)	中近東(中東)		
クレジット属性	日々	エマージング		
不動産投信	その他			なし
その他資産(投資信託証券(株式・債券・不動産投信))				
資産複合				

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

#### 該当する属性区分の定義について

その他資産(投資信託証券(株式・債券・不動産投信))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、株式・債券・不動産投信に投資する。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

#### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 特色1

世界各国の株式、リートおよび新興国の債券に分散投資を行います。

- ◆「グローバル株式インカム マザーファンド」、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、リート（上場不動産投資信託）\*および新興国（エマージング・カントリー）の債券を主要投資対象とします。
- ◆原則として、為替ヘッジは行いません。



\*【リート（上場不動産投資信託）】

複数の投資家から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資家に配当金として分配する仕組みの商品です。

### ● 投資対象地域における投資状況（2020年6月30日現在）



\*上記の投資状況は、将来変更となる可能性があります。

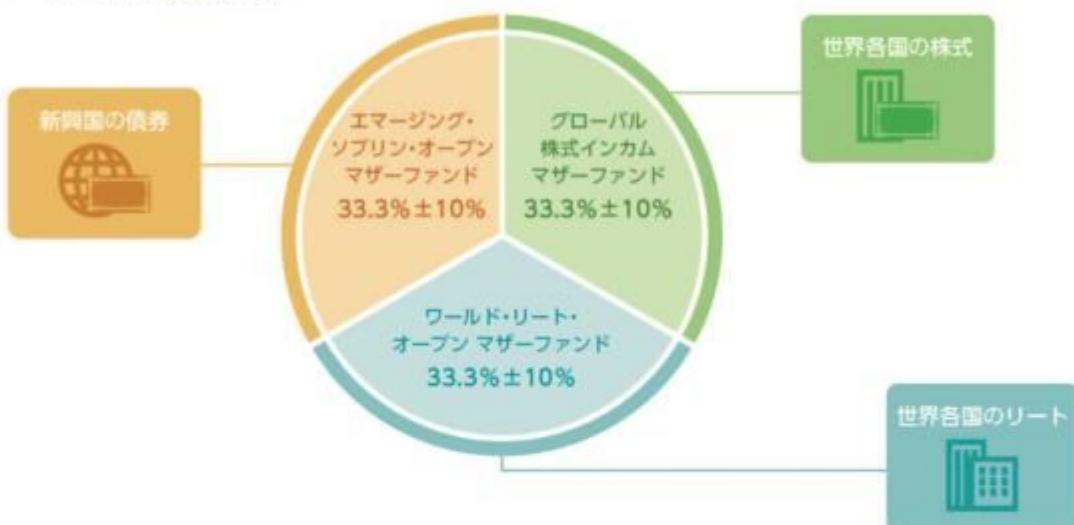
## 特色2

各マザーファンドへ当ファンドの純資産総額に対して3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

- ◆ 3資産に分散投資を行うことで収益源を多様化し、安定的な収益の確保とリスク分散を図ります。

- ◆ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

● 各マザーファンドの想定組入比率



資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

## 特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ◆ 毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



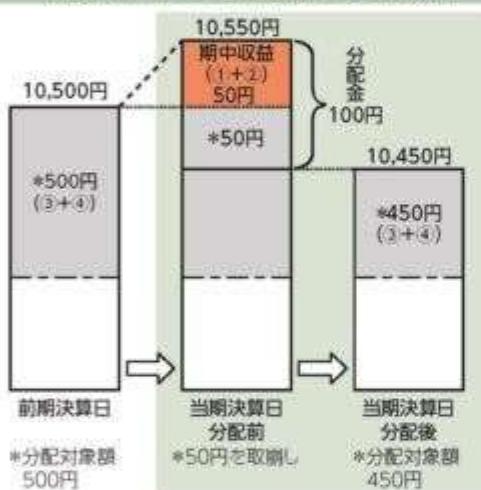
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

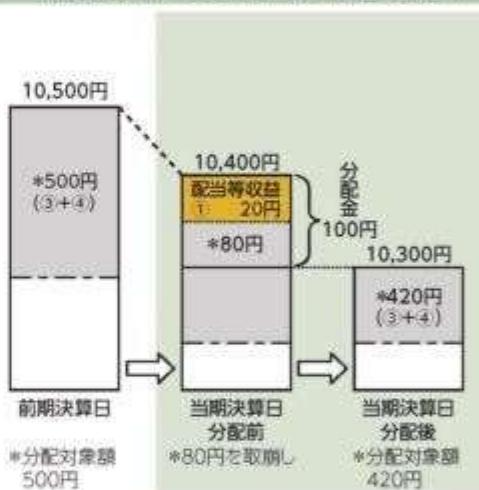
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



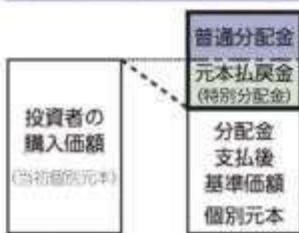
\*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

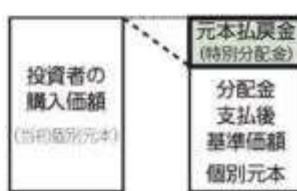
収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合

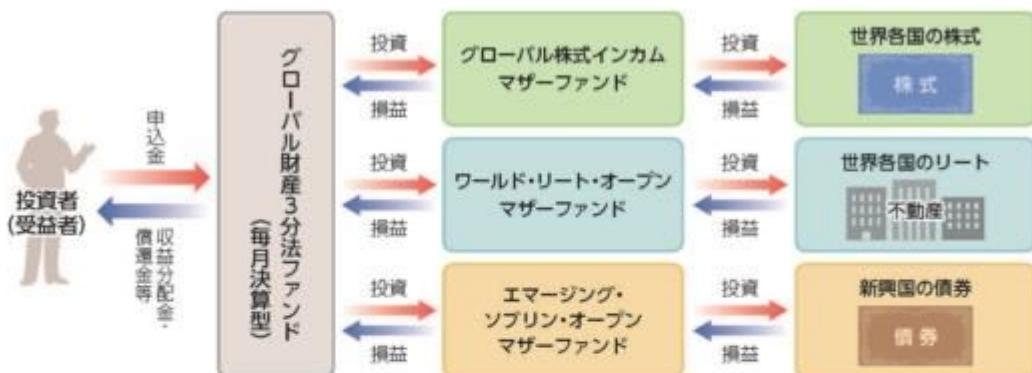


普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



- ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

## ■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

## 特色 各マザーファンドの特色



### グローバル株式インカム マザーファンド

- ① 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
  - ・株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ② 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。
 

原則として、取得時において投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
- ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。  
資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- ④ UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。



### ワールド・リート・オープン マザーファンド

- ① 世界各国のリート(上場不動産投資信託)を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
  - ・リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種(セクター)配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
- ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。  
資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- ④ MSIM(ロンドン)、MSIM(米国)およびMSIM(シンガポール)に運用指図の権限を委託します。

◆ 当マザーファンドにおける運用体制は以下の通りです。



- \*1 【MSIM(ロンドン)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに欧州地域の運用指図に関する権限を委託します。
- \*2 【MSIM(米国)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに資金配分および北米地域の運用指図に関する権限を委託します。【MSIM(シンガポール)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーにアジア・オセアニア地域(日本を含みます)の運用指図に関する権限を委託します。
- \*3 【MSIM(シンガポール)】 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーにアジア・オセアニア地域(日本を含みます)の運用指図に関する権限を委託します。



## エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

- ① 新興国(エマージング・カントリー)のソブリン債券<sup>\*1</sup>および準ソブリン債券<sup>\*2</sup>を主要投資対象とし、高水準かつ安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

\*1【ソブリン債券】

ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

\*2【準ソブリン債券】

準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

- ② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・信用リスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブライドに運用します。

- 新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。
- J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

- ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、①～③のような運用ができない場合があります。

- ④ ウエリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。

J.P. Morgan EMBI Global Diversified情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

### (2) 【ファンドの沿革】

2005年10月14日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から  
三菱UFJ国際投信株式会社に承継

### (3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)
----------

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者)	信託財産の保管・管理等を行います。
-----------	-------------------

三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

委託会社(委託者)
-----------

三菱UFJ国際投信株式会社  
信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 損益
-------

マザーファンド
---------

投資 損益
-------

有価証券等
-------

## 委託会社と関係法人との契約の概要

概要	
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況(2020年6月末現在)

## ・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

## ・設立年月日

1985年8月1日

## ・資本金

2,000百万円

## ・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

## ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

## 投資態度

- a . マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b . マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券に分散投資を行います。
- c . 原則として、ファンドの純資産総額に対して各マザーファンドへ3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。
- d . 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e . 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

## (2)【投資対象】

グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a . 有価証券
- b . 約束手形
- c . 金銭債権

#### 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a . 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b . コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a . 、 b . の証券または証書の性質を有するもの
- d . 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- e . 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- f . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、a . の証券およびc . の証券または証書のうちa . の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、d . の証券およびe . の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形

#### 特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa . からd . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

## グローバル株式インカム マザーファンド

### - 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

#### 3. 投資制限

(1) 株式への投資は、制限を設けません。

(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(7) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

(8) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

(9) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

(10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## ワールド・リート・オープン マザーファンド

### - 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトム

アップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに運用の指図に関する権限を委託します。

### 3. 投資制限

- (1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

### - 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えてる企業の発行する債券をいいいます。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

イ. ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

ロ. ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ. エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純

資産総額の30%以内とします。

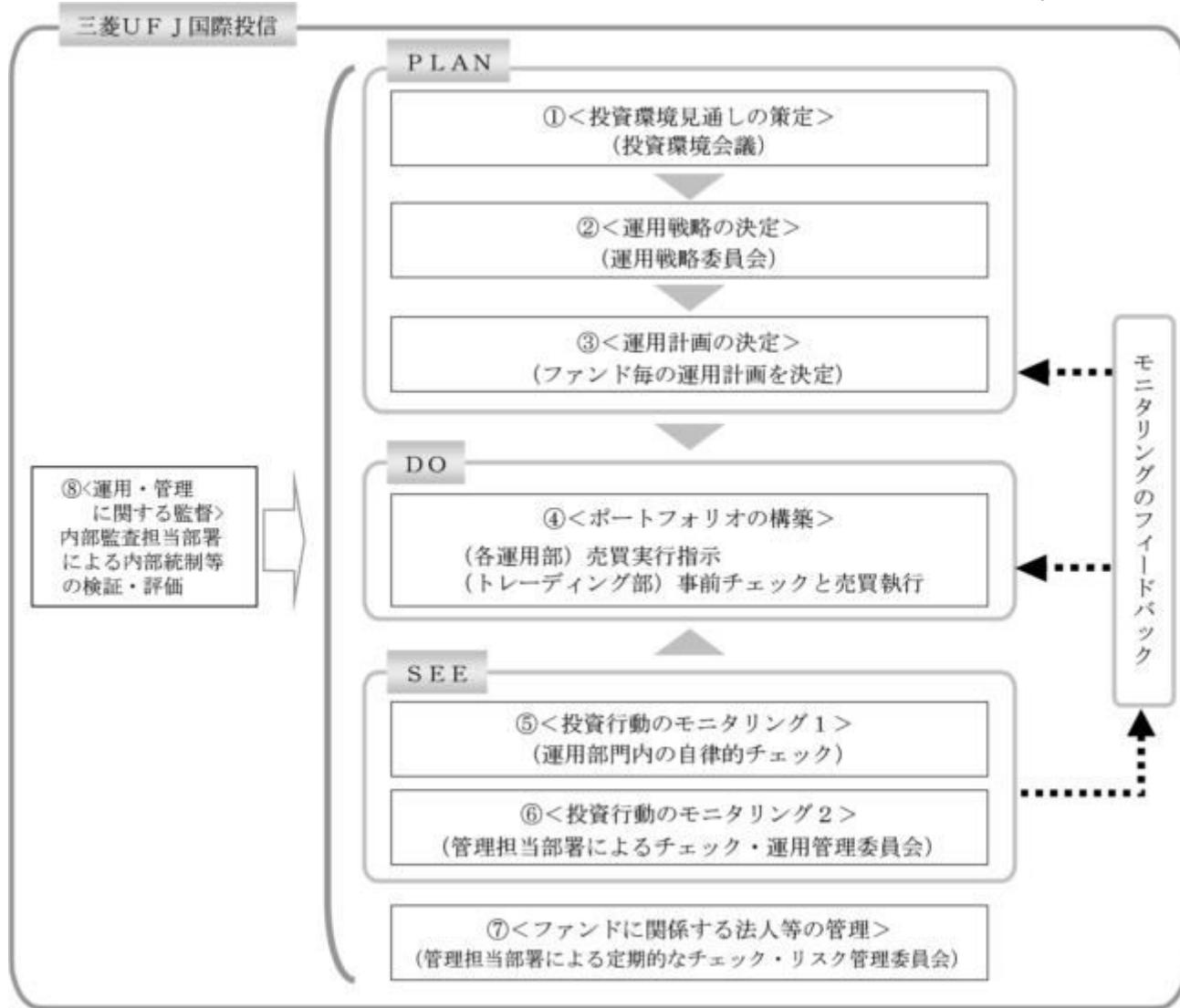
- ロ．ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ハ．ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ニ．エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ．エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。  
外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。  
重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。  
投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。  
債券等の運用にあたっては、ウエーリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

### 3. 投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

### （3）【運用体制】



### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理

担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

### （4）【分配方針】

#### 収益分配方針

毎月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。また、毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

##### a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

##### b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

##### c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

#### 収益分配金の交付

##### a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

##### b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約<sup>\*</sup>」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することができます。

#### 収益の分配方式

##### a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控

除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- b . 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

## ( 5 ) 【投資制限】

### <信託約款に定められた投資制限>

#### マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

#### 株式への投資

株式への直接投資は行いません。

#### 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

#### 外国為替予約取引の指図および範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c . 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以

内となるよう調整を行うこととします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

##### 価格変動リスク

- a . 株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
- b . リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

##### 金利変動リスク

- a . 金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。
- b . 投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。債券については、米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

##### 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

##### 信用リスク

- a . 投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。
- b . 債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

##### 流動性リスク

- a . 有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向

や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

- b . 一般的に、リートや新興国の債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

#### カントリー・リスク

- a . 投資している国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、ファンドが保有している有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。
- b . 新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。
  - ( a ) 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
  - ( b ) 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
  - ( c ) 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
  - ( d ) 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

#### リートの構造上のリスク

- a . リートが投資する不動産に関するリスク

リートが投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リートの価格が下落することがあります。

- b . リートの経営陣等に関するリスク

リートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリートの価格形成等に影響を与えることがあります。

- c . リートの資金調達に関するリスク

リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。

- d . リートの規模に関するリスク

一般的にリートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。

- e . リートの規制環境に関するリスク

リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。

#### ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

#### カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

#### 運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の

権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

#### その他の主な留意点

- a . 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b . 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c . 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

### (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

#### トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

#### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

#### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

#### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

#### <流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格) × 3.30% (税抜 3.00%) を上限として販売会社が定める手数料率  
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞくコース)が

あり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

#### （2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.25%が差引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

#### （3）【信託報酬等】

- a . 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.5730%（税抜1.4300%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b . 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.8000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0800%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、以下の投資顧問報酬が含まれます。

- a . ワールド・リート・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびワールド・リート・オープン マザーファンドの償還時から3ヶ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、ワールド・リート・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、ワールド・リート・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

- b . エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日（休業日の場合は翌営業日）およびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの償還時から3ヶ月以内に支払われ、その報酬額は、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.55%）をかけた額とします。

#### （4）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

**個人の受益者に対する課税**

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**法人の受益者に対する課税**

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### 【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

#### (1) 【投資状況】

令和2年6月30日現在  
(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	10,536,447,021	99.34
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		70,420,114	0.66
純資産総額		10,606,867,135	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和2年6月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	980,923,830	3.5817	3,513,374,882	3.6525	3,582,824,289	33.78
日本	親投資信託受益証券	グローバル株式インカム マザーファンド	1,754,333,908	1.9736	3,462,353,401	2.0145	3,534,105,657	33.32
日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,738,973,289	1.9828	3,448,152,650	1.9664	3,419,517,075	32.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年 6月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.34
合計	99.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第57計算期間末日 (平成22年 7月12日)	78,134,843,516	78,624,123,675	4,791	4,821
第58計算期間末日 (平成22年 8月12日)	71,561,310,189	72,013,837,948	4,744	4,774
第59計算期間末日 (平成22年 9月13日)	68,719,397,409	69,149,785,051	4,790	4,820
第60計算期間末日 (平成22年10月12日)	66,225,436,799	66,633,189,487	4,872	4,902
第61計算期間末日 (平成22年11月12日)	63,122,043,197	63,508,481,976	4,900	4,930
第62計算期間末日 (平成22年12月13日)	60,442,525,999	60,814,560,040	4,874	4,904
第63計算期間末日 (平成23年 1月12日)	58,268,256,233	58,627,470,958	4,866	4,896
第64計算期間末日 (平成23年 2月14日)	56,288,615,020	56,515,497,322	4,962	4,982
第65計算期間末日 (平成23年 3月14日)	48,220,106,392	48,417,818,339	4,878	4,898
第66計算期間末日 (平成23年 4月12日)	47,968,525,066	48,157,620,691	5,073	5,093

第67計算期間末日	(平成23年 5月12日)	45,544,363,858	45,727,396,867	4,977	4,997
第68計算期間末日	(平成23年 6月13日)	42,216,137,988	42,391,458,972	4,816	4,836
第69計算期間末日	(平成23年 7月12日)	41,034,928,325	41,204,273,724	4,846	4,866
第70計算期間末日	(平成23年 8月12日)	35,390,299,281	35,554,921,113	4,300	4,320
第71計算期間末日	(平成23年 9月12日)	34,944,160,162	35,105,679,116	4,327	4,347
第72計算期間末日	(平成23年10月12日)	32,840,078,919	32,997,394,756	4,175	4,195
第73計算期間末日	(平成23年11月14日)	33,601,102,866	33,753,398,347	4,413	4,433
第74計算期間末日	(平成23年12月12日)	32,069,195,382	32,216,506,123	4,354	4,374
第75計算期間末日	(平成24年 1月12日)	31,462,314,957	31,534,146,221	4,380	4,390
第76計算期間末日	(平成24年 2月13日)	29,913,684,116	29,978,656,556	4,604	4,614
第77計算期間末日	(平成24年 3月12日)	30,799,367,929	30,861,841,511	4,930	4,940
第78計算期間末日	(平成24年 4月12日)	29,150,433,748	29,210,992,349	4,814	4,824
第79計算期間末日	(平成24年 5月14日)	28,632,356,396	28,691,667,125	4,828	4,838
第80計算期間末日	(平成24年 6月12日)	26,889,444,678	26,947,697,736	4,616	4,626
第81計算期間末日	(平成24年 7月12日)	27,427,222,373	27,484,060,973	4,825	4,835
第82計算期間末日	(平成24年 8月13日)	27,063,075,453	27,118,555,544	4,878	4,888
第83計算期間末日	(平成24年 9月12日)	26,740,110,297	26,794,178,993	4,946	4,956
第84計算期間末日	(平成24年10月12日)	26,345,206,723	26,398,064,794	4,984	4,994
第85計算期間末日	(平成24年11月12日)	25,806,184,161	25,857,742,019	5,005	5,015
第86計算期間末日	(平成24年12月12日)	26,586,491,260	26,636,603,328	5,305	5,315
第87計算期間末日	(平成25年 1月15日)	28,698,873,498	28,747,895,278	5,854	5,864
第88計算期間末日	(平成25年 2月12日)	29,483,759,785	29,531,456,088	6,182	6,192
第89計算期間末日	(平成25年 3月12日)	29,731,318,623	29,777,811,681	6,395	6,405
第90計算期間末日	(平成25年 4月12日)	30,661,909,095	30,707,093,985	6,786	6,796
第91計算期間末日	(平成25年 5月13日)	31,166,957,538	31,211,216,426	7,042	7,052
第92計算期間末日	(平成25年 6月12日)	26,751,447,769	26,794,239,330	6,252	6,262
第93計算期間末日	(平成25年 7月12日)	27,173,352,862	27,215,517,326	6,445	6,455
第94計算期間末日	(平成25年 8月12日)	25,950,608,263	25,992,069,758	6,259	6,269
第95計算期間末日	(平成25年 9月12日)	26,099,972,472	26,140,855,466	6,384	6,394
第96計算期間末日	(平成25年10月15日)	26,139,464,316	26,179,728,208	6,492	6,502
第97計算期間末日	(平成25年11月12日)	25,860,243,207	25,899,638,867	6,564	6,574
第98計算期間末日	(平成25年12月12日)	25,402,156,189	25,440,134,617	6,689	6,699
第99計算期間末日	(平成26年 1月14日)	24,935,773,907	24,972,106,535	6,863	6,873
第100計算期間末日	(平成26年 2月12日)	24,442,801,593	24,478,578,203	6,832	6,842
第101計算期間末日	(平成26年 3月12日)	24,426,465,126	24,461,487,517	6,975	6,985
第102計算期間末日	(平成26年 4月14日)	23,911,872,439	23,946,171,610	6,972	6,982
第103計算期間末日	(平成26年 5月12日)	24,539,057,839	24,572,990,318	7,232	7,242
第104計算期間末日	(平成26年 6月12日)	24,365,389,050	24,398,584,541	7,340	7,350
第105計算期間末日	(平成26年 7月14日)	23,866,210,653	23,898,799,232	7,323	7,333
第106計算期間末日	(平成26年 8月12日)	23,282,348,694	23,314,393,015	7,266	7,276
第107計算期間末日	(平成26年 9月12日)	24,162,943,710	24,194,374,161	7,688	7,698
第108計算期間末日	(平成26年10月14日)	22,750,722,512	22,781,556,531	7,378	7,388

第109計算期間末日	(平成26年11月12日)	24,770,048,944	24,800,008,941	8,268	8,278
第110計算期間末日	(平成26年12月12日)	24,187,443,118	24,216,230,190	8,402	8,412
第111計算期間末日	(平成27年 1月13日)	23,693,388,698	23,721,530,044	8,419	8,429
第112計算期間末日	(平成27年 2月12日)	23,869,973,431	23,925,153,461	8,652	8,672
第113計算期間末日	(平成27年 3月12日)	23,225,536,456	23,279,730,597	8,571	8,591
第114計算期間末日	(平成27年 4月13日)	23,131,152,079	23,184,098,969	8,737	8,757
第115計算期間末日	(平成27年 5月12日)	22,659,579,235	22,711,841,637	8,671	8,691
第116計算期間末日	(平成27年 6月12日)	22,351,980,488	22,403,251,825	8,719	8,739
第117計算期間末日	(平成27年 7月13日)	21,657,851,231	21,708,304,321	8,585	8,605
第118計算期間末日	(平成27年 8月12日)	21,751,747,435	21,801,529,620	8,739	8,759
第119計算期間末日	(平成27年 9月14日)	19,694,648,751	19,743,776,923	8,018	8,038
第120計算期間末日	(平成27年10月13日)	20,170,589,874	20,219,397,253	8,265	8,285
第121計算期間末日	(平成27年11月12日)	20,302,316,890	20,350,535,740	8,421	8,441
第122計算期間末日	(平成27年12月14日)	19,341,303,821	19,388,921,206	8,124	8,144
第123計算期間末日	(平成28年 1月12日)	18,260,650,619	18,319,493,637	7,758	7,783
第124計算期間末日	(平成28年 2月12日)	16,654,220,504	16,712,766,157	7,112	7,137
第125計算期間末日	(平成28年 3月14日)	18,217,734,692	18,275,950,144	7,823	7,848
第126計算期間末日	(平成28年 4月12日)	17,416,982,987	17,474,834,637	7,527	7,552
第127計算期間末日	(平成28年 5月12日)	17,539,627,167	17,597,135,099	7,625	7,650
第128計算期間末日	(平成28年 6月13日)	17,053,027,033	17,110,083,813	7,472	7,497
第129計算期間末日	(平成28年 7月12日)	16,882,647,250	16,939,402,017	7,437	7,462
第130計算期間末日	(平成28年 8月12日)	16,919,245,435	16,975,627,464	7,502	7,527
第131計算期間末日	(平成28年 9月12日)	16,717,433,732	16,773,619,801	7,438	7,463
第132計算期間末日	(平成28年10月12日)	16,505,285,879	16,561,254,329	7,373	7,398
第133計算期間末日	(平成28年11月14日)	16,503,843,131	16,559,533,083	7,409	7,434
第134計算期間末日	(平成28年12月12日)	17,967,962,303	18,023,073,759	8,151	8,176
第135計算期間末日	(平成29年 1月12日)	17,595,110,176	17,648,721,176	8,205	8,230
第136計算期間末日	(平成29年 2月13日)	17,286,728,666	17,339,610,498	8,172	8,197
第137計算期間末日	(平成29年 3月13日)	17,087,771,292	17,139,951,299	8,187	8,212
第138計算期間末日	(平成29年 4月12日)	16,509,604,812	16,561,424,714	7,965	7,990
第139計算期間末日	(平成29年 5月12日)	17,031,219,010	17,082,645,904	8,279	8,304
第140計算期間末日	(平成29年 6月12日)	16,526,573,721	16,577,400,818	8,129	8,154
第141計算期間末日	(平成29年 7月12日)	16,608,024,779	16,658,359,521	8,249	8,274
第142計算期間末日	(平成29年 8月14日)	16,024,055,756	16,073,925,323	8,033	8,058
第143計算期間末日	(平成29年 9月12日)	16,120,732,808	16,169,812,832	8,211	8,236
第144計算期間末日	(平成29年10月12日)	16,385,970,813	16,434,455,565	8,449	8,474
第145計算期間末日	(平成29年11月13日)	16,182,585,734	16,230,185,430	8,499	8,524
第146計算期間末日	(平成29年12月12日)	16,110,938,230	16,158,048,095	8,550	8,575
第147計算期間末日	(平成30年 1月12日)	15,865,300,756	15,912,087,921	8,477	8,502
第148計算期間末日	(平成30年 2月13日)	14,678,092,686	14,724,495,309	7,908	7,933
第149計算期間末日	(平成30年 3月12日)	14,578,814,810	14,625,121,431	7,871	7,896
第150計算期間末日	(平成30年 4月12日)	14,439,294,211	14,485,421,211	7,826	7,851

第151計算期間末日	(平成30年 5月14日)	14,720,962,217	14,766,945,958	8,003	8,028
第152計算期間末日	(平成30年 6月12日)	14,816,573,519	14,862,302,949	8,100	8,125
第153計算期間末日	(平成30年 7月12日)	14,886,907,571	14,932,166,228	8,223	8,248
第154計算期間末日	(平成30年 8月13日)	14,493,798,773	14,538,787,916	8,054	8,079
第155計算期間末日	(平成30年 9月12日)	14,517,330,721	14,562,117,998	8,103	8,128
第156計算期間末日	(平成30年10月12日)	13,977,609,479	14,022,098,606	7,855	7,880
第157計算期間末日	(平成30年11月12日)	14,311,539,278	14,355,823,040	8,079	8,104
第158計算期間末日	(平成30年12月12日)	13,831,656,605	13,875,623,364	7,865	7,890
第159計算期間末日	(平成31年 1月15日)	13,087,247,532	13,130,985,526	7,480	7,505
第160計算期間末日	(平成31年 2月12日)	13,771,702,355	13,815,265,742	7,903	7,928
第161計算期間末日	(平成31年 3月12日)	13,844,953,422	13,888,198,598	8,004	8,029
第162計算期間末日	(平成31年 4月12日)	14,049,907,321	14,092,703,968	8,207	8,232
第163計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	13,591,346,776	13,633,954,058	7,975	8,000
第164計算期間末日	(令和 1年 6月12日)	13,509,557,551	13,552,085,684	7,942	7,967
第165計算期間末日	(令和 1年 7月12日)	13,645,902,612	13,688,262,055	8,054	8,079
第166計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	12,813,367,844	12,855,543,647	7,595	7,620
第167計算期間末日	(令和 1年 9月12日)	13,433,478,965	13,475,471,065	7,998	8,023
第168計算期間末日	(令和 1年10月15日)	13,270,980,154	13,312,720,594	7,949	7,974
第169計算期間末日	(令和 1年11月12日)	13,422,222,582	13,463,450,045	8,139	8,164
第170計算期間末日	(令和 1年12月12日)	13,310,087,771	13,350,967,646	8,140	8,165
第171計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	13,528,744,160	13,569,043,429	8,393	8,418
第172計算期間末日	(令和 2年 2月12日)	13,339,753,537	13,379,477,514	8,395	8,420
第173計算期間末日	(令和 2年 3月12日)	10,711,054,837	10,750,432,966	6,800	6,825
第174計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	10,291,309,826	10,330,453,661	6,573	6,598
第175計算期間末日	(令和 2年 5月12日)	10,073,967,801	10,112,988,606	6,454	6,479
第176計算期間末日	(令和 2年 6月12日)	10,515,480,106	10,554,415,999	6,752	6,777
	令和 1年 6月末日	13,461,567,801		7,922	
	7月末日	13,580,080,146		8,036	
	8月末日	12,949,207,547		7,695	
	9月末日	13,337,784,636		7,975	
	10月末日	13,493,762,726		8,142	
	11月末日	13,523,048,751		8,245	
	12月末日	13,517,083,080		8,364	
	令和 2年 1月末日	13,213,854,269		8,267	
	2月末日	12,355,864,209		7,805	
	3月末日	9,796,993,835		6,245	
	4月末日	10,228,662,900		6,553	
	5月末日	10,487,203,042		6,725	
	6月末日	10,606,867,135		6,819	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	20円
第65計算期間	20円
第66計算期間	20円
第67計算期間	20円
第68計算期間	20円
第69計算期間	20円
第70計算期間	20円
第71計算期間	20円
第72計算期間	20円
第73計算期間	20円
第74計算期間	20円
第75計算期間	10円
第76計算期間	10円
第77計算期間	10円
第78計算期間	10円
第79計算期間	10円
第80計算期間	10円
第81計算期間	10円
第82計算期間	10円
第83計算期間	10円
第84計算期間	10円
第85計算期間	10円
第86計算期間	10円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円

第98計算期間	10円
第99計算期間	10円
第100計算期間	10円
第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円
第109計算期間	10円
第110計算期間	10円
第111計算期間	10円
第112計算期間	20円
第113計算期間	20円
第114計算期間	20円
第115計算期間	20円
第116計算期間	20円
第117計算期間	20円
第118計算期間	20円
第119計算期間	20円
第120計算期間	20円
第121計算期間	20円
第122計算期間	20円
第123計算期間	25円
第124計算期間	25円
第125計算期間	25円
第126計算期間	25円
第127計算期間	25円
第128計算期間	25円
第129計算期間	25円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円
第134計算期間	25円
第135計算期間	25円
第136計算期間	25円
第137計算期間	25円
第138計算期間	25円
第139計算期間	25円

第140計算期間	25円
第141計算期間	25円
第142計算期間	25円
第143計算期間	25円
第144計算期間	25円
第145計算期間	25円
第146計算期間	25円
第147計算期間	25円
第148計算期間	25円
第149計算期間	25円
第150計算期間	25円
第151計算期間	25円
第152計算期間	25円
第153計算期間	25円
第154計算期間	25円
第155計算期間	25円
第156計算期間	25円
第157計算期間	25円
第158計算期間	25円
第159計算期間	25円
第160計算期間	25円
第161計算期間	25円
第162計算期間	25円
第163計算期間	25円
第164計算期間	25円
第165計算期間	25円
第166計算期間	25円
第167計算期間	25円
第168計算期間	25円
第169計算期間	25円
第170計算期間	25円
第171計算期間	25円
第172計算期間	25円
第173計算期間	25円
第174計算期間	25円
第175計算期間	25円
第176計算期間	25円

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
--	--------

第57計算期間	1.59
第58計算期間	0.35
第59計算期間	1.60
第60計算期間	2.33
第61計算期間	1.19
第62計算期間	0.08
第63計算期間	0.45
第64計算期間	2.38
第65計算期間	1.28
第66計算期間	4.40
第67計算期間	1.49
第68計算期間	2.83
第69計算期間	1.03
第70計算期間	10.85
第71計算期間	1.09
第72計算期間	3.05
第73計算期間	6.17
第74計算期間	0.88
第75計算期間	0.82
第76計算期間	5.34
第77計算期間	7.29
第78計算期間	2.15
第79計算期間	0.49
第80計算期間	4.18
第81計算期間	4.74
第82計算期間	1.30
第83計算期間	1.59
第84計算期間	0.97
第85計算期間	0.62
第86計算期間	6.19
第87計算期間	10.53
第88計算期間	5.77
第89計算期間	3.60
第90計算期間	6.27
第91計算期間	3.91
第92計算期間	11.07
第93計算期間	3.24
第94計算期間	2.73
第95計算期間	2.15
第96計算期間	1.84
第97計算期間	1.26
第98計算期間	2.05

第99計算期間	2.75
第100計算期間	0.30
第101計算期間	2.23
第102計算期間	0.10
第103計算期間	3.87
第104計算期間	1.63
第105計算期間	0.09
第106計算期間	0.64
第107計算期間	5.94
第108計算期間	3.90
第109計算期間	12.19
第110計算期間	1.74
第111計算期間	0.32
第112計算期間	3.00
第113計算期間	0.70
第114計算期間	2.17
第115計算期間	0.52
第116計算期間	0.78
第117計算期間	1.30
第118計算期間	2.02
第119計算期間	8.02
第120計算期間	3.33
第121計算期間	2.12
第122計算期間	3.28
第123計算期間	4.19
第124計算期間	8.00
第125計算期間	10.34
第126計算期間	3.46
第127計算期間	1.63
第128計算期間	1.67
第129計算期間	0.13
第130計算期間	1.21
第131計算期間	0.51
第132計算期間	0.53
第133計算期間	0.82
第134計算期間	10.35
第135計算期間	0.96
第136計算期間	0.09
第137計算期間	0.48
第138計算期間	2.40
第139計算期間	4.25
第140計算期間	1.50

第141計算期間	1.78
第142計算期間	2.31
第143計算期間	2.52
第144計算期間	3.20
第145計算期間	0.88
第146計算期間	0.89
第147計算期間	0.56
第148計算期間	6.41
第149計算期間	0.15
第150計算期間	0.25
第151計算期間	2.58
第152計算期間	1.52
第153計算期間	1.82
第154計算期間	1.75
第155計算期間	0.91
第156計算期間	2.75
第157計算期間	3.16
第158計算期間	2.33
第159計算期間	4.57
第160計算期間	5.98
第161計算期間	1.59
第162計算期間	2.84
第163計算期間	2.52
第164計算期間	0.10
第165計算期間	1.72
第166計算期間	5.38
第167計算期間	5.63
第168計算期間	0.30
第169計算期間	2.70
第170計算期間	0.31
第171計算期間	3.41
第172計算期間	0.32
第173計算期間	18.70
第174計算期間	2.97
第175計算期間	1.43
第176計算期間	5.00

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数

第57計算期間	598,267,219	31,755,156,620	163,093,386,561
第58計算期間	248,689,078	12,499,489,086	150,842,586,553
第59計算期間	283,354,962	7,663,393,925	143,462,547,590
第60計算期間	224,733,357	7,769,717,973	135,917,562,974
第61計算期間	310,009,445	7,414,646,056	128,812,926,363
第62計算期間	230,190,770	5,031,770,065	124,011,347,068
第63計算期間	343,545,086	4,616,650,480	119,738,241,674
第64計算期間	192,224,683	6,489,315,110	113,441,151,247
第65計算期間	146,717,210	14,731,894,896	98,855,973,561
第66計算期間	129,241,501	4,437,402,147	94,547,812,915
第67計算期間	207,071,381	3,238,379,567	91,516,504,729
第68計算期間	141,543,530	3,997,555,889	87,660,492,370
第69計算期間	132,410,777	3,120,203,302	84,672,699,845
第70計算期間	287,738,901	2,649,522,390	82,310,916,356
第71計算期間	125,709,845	1,677,148,944	80,759,477,257
第72計算期間	122,462,613	2,224,021,333	78,657,918,537
第73計算期間	135,867,471	2,646,045,396	76,147,740,612
第74計算期間	98,600,371	2,590,970,108	73,655,370,875
第75計算期間	101,092,545	1,925,198,839	71,831,264,581
第76計算期間	65,623,223	6,924,447,473	64,972,440,331
第77計算期間	72,313,448	2,571,171,160	62,473,582,619
第78計算期間	60,122,848	1,975,103,487	60,558,601,980
第79計算期間	55,718,080	1,303,590,818	59,310,729,242
第80計算期間	48,082,019	1,105,752,727	58,253,058,534
第81計算期間	61,965,061	1,476,423,338	56,838,600,257
第82計算期間	46,799,658	1,405,308,102	55,480,091,813
第83計算期間	57,972,720	1,469,368,390	54,068,696,143
第84計算期間	50,996,182	1,261,620,395	52,858,071,930
第85計算期間	52,214,226	1,352,427,387	51,557,858,769
第86計算期間	56,821,450	1,502,611,567	50,112,068,652
第87計算期間	74,989,210	1,165,277,841	49,021,780,021
第88計算期間	95,603,437	1,421,079,808	47,696,303,650
第89計算期間	123,070,546	1,326,315,846	46,493,058,350
第90計算期間	81,637,601	1,389,805,159	45,184,890,792
第91計算期間	103,132,575	1,029,135,246	44,258,888,121
第92計算期間	104,759,172	1,572,086,117	42,791,561,176
第93計算期間	71,466,495	698,562,710	42,164,464,961
第94計算期間	57,296,986	760,266,617	41,461,495,330
第95計算期間	37,617,449	616,118,286	40,882,994,493
第96計算期間	46,477,571	665,579,992	40,263,892,072
第97計算期間	45,422,914	913,654,203	39,395,660,783
第98計算期間	75,883,710	1,493,115,907	37,978,428,586

第99計算期間	59,674,193	1,705,474,285	36,332,628,494
第100計算期間	48,919,207	604,937,647	35,776,610,054
第101計算期間	44,294,690	798,513,195	35,022,391,549
第102計算期間	104,364,962	827,585,423	34,299,171,088
第103計算期間	40,210,277	406,901,527	33,932,479,838
第104計算期間	70,425,271	807,413,384	33,195,491,725
第105計算期間	62,086,736	668,999,232	32,588,579,229
第106計算期間	74,256,020	618,514,203	32,044,321,046
第107計算期間	89,130,633	702,999,961	31,430,451,718
第108計算期間	79,508,370	675,940,516	30,834,019,572
第109計算期間	76,169,313	950,191,081	29,959,997,804
第110計算期間	133,597,295	1,306,523,055	28,787,072,044
第111計算期間	86,744,167	732,469,305	28,141,346,906
第112計算期間	124,712,393	676,044,128	27,590,015,171
第113計算期間	101,843,120	594,787,451	27,097,070,840
第114計算期間	59,497,058	683,122,668	26,473,445,230
第115計算期間	56,449,096	398,693,217	26,131,201,109
第116計算期間	68,690,531	564,222,680	25,635,668,960
第117計算期間	59,388,170	468,511,846	25,226,545,284
第118計算期間	45,371,992	380,824,679	24,891,092,597
第119計算期間	50,076,900	377,083,458	24,564,086,039
第120計算期間	30,607,538	191,003,750	24,403,689,827
第121計算期間	45,708,788	339,973,591	24,109,425,024
第122計算期間	34,920,995	335,653,055	23,808,692,964
第123計算期間	36,908,356	308,393,896	23,537,207,424
第124計算期間	47,008,740	165,954,942	23,418,261,222
第125計算期間	36,569,413	168,649,520	23,286,181,115
第126計算期間	30,580,779	176,101,625	23,140,660,269
第127計算期間	30,103,224	167,590,458	23,003,173,035
第128計算期間	31,437,530	211,898,296	22,822,712,269
第129計算期間	30,100,096	150,905,490	22,701,906,875
第130計算期間	29,225,697	178,320,957	22,552,811,615
第131計算期間	27,902,768	106,286,717	22,474,427,666
第132計算期間	30,019,249	117,066,650	22,387,380,265
第133計算期間	49,342,988	160,742,446	22,275,980,807
第134計算期間	30,305,695	261,703,786	22,044,582,716
第135計算期間	32,668,337	632,850,960	21,444,400,093
第136計算期間	27,331,826	318,998,971	21,152,732,948
第137計算期間	25,259,907	305,989,907	20,872,002,948
第138計算期間	35,691,346	179,733,485	20,727,960,809
第139計算期間	24,029,834	181,233,042	20,570,757,601
第140計算期間	24,664,608	264,583,405	20,330,838,804

第141計算期間	24,312,536	221,254,388	20,133,896,952
第142計算期間	28,193,817	214,263,668	19,947,827,101
第143計算期間	24,123,374	339,940,692	19,632,009,783
第144計算期間	33,259,991	271,368,640	19,393,901,134
第145計算期間	34,939,392	388,961,896	19,039,878,630
第146計算期間	24,496,928	220,429,432	18,843,946,126
第147計算期間	34,264,286	163,344,017	18,714,866,395
第148計算期間	37,850,954	191,668,124	18,561,049,225
第149計算期間	26,768,736	65,169,419	18,522,648,542
第150計算期間	21,821,671	93,670,041	18,450,800,172
第151計算期間	22,189,416	79,492,937	18,393,496,651
第152計算期間	20,079,155	121,803,535	18,291,772,271
第153計算期間	22,098,912	210,408,370	18,103,462,813
第154計算期間	24,089,406	131,894,777	17,995,657,442
第155計算期間	53,682,796	134,429,144	17,914,911,094
第156計算期間	47,307,561	166,567,557	17,795,651,098
第157計算期間	20,848,280	102,994,322	17,713,505,056
第158計算期間	32,494,342	159,295,717	17,586,703,681
第159計算期間	23,561,916	115,067,601	17,495,197,996
第160計算期間	28,144,700	97,987,735	17,425,354,961
第161計算期間	20,383,685	147,668,030	17,298,070,616
第162計算期間	33,998,320	213,410,092	17,118,658,844
第163計算期間	29,492,861	105,238,613	17,042,913,092
第164計算期間	32,122,970	63,782,590	17,011,253,472
第165計算期間	23,120,261	90,596,478	16,943,777,255
第166計算期間	19,934,513	93,390,455	16,870,321,313
第167計算期間	29,172,143	102,653,447	16,796,840,009
第168計算期間	28,603,436	129,267,211	16,696,176,234
第169計算期間	21,212,847	226,403,663	16,490,985,418
第170計算期間	22,419,698	161,454,735	16,351,950,381
第171計算期間	26,430,009	258,672,759	16,119,707,631
第172計算期間	27,145,354	257,262,121	15,889,590,864
第173計算期間	36,478,237	174,817,145	15,751,251,956
第174計算期間	39,013,281	132,731,054	15,657,534,183
第175計算期間	27,139,232	76,351,301	15,608,322,114
第176計算期間	35,219,845	69,184,542	15,574,357,417

(参考)

グローバル株式インカム マザーファンド

投資状況

令和2年6月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	6,207,171,922	53.94
	日本	1,772,559,550	15.40
	イギリス	1,399,899,638	12.17
	スイス	565,030,874	4.91
	カナダ	232,967,078	2.02
	フィンランド	207,071,929	1.80
	イタリア	172,880,446	1.50
	ドイツ	167,033,492	1.45
	香港	142,285,960	1.24
	デンマーク	139,948,250	1.22
	オランダ	130,544,097	1.13
	ベルギー	100,624,745	0.87
	フランス	67,169,372	0.58
小計		11,305,187,353	98.25
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		201,812,894	1.75
純資産総額		11,507,000,247	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a 評価額上位30銘柄

令和2年6月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	38,077	20,168.92	767,972,271	21,379.92	814,083,427	7.07
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	21,800	15,870.10	345,968,223	14,980.16	326,567,697	2.84
アメリカ	株式	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	食品・飲料・タバコ	56,900	5,659.58	322,030,227	5,449.48	310,075,935	2.69
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフケイエンス	17,100	16,075.88	274,897,641	17,531.45	299,787,843	2.61
イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフケイエンス	133,800	2,169.98	290,343,828	2,205.49	295,095,424	2.56

アメリカ	株式	LOWE'S COS INC	小売	20,000	14,110.70	282,214,156	14,385.44	287,708,896	2.50
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	8,500	34,162.19	290,378,693	33,375.69	283,693,426	2.47
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	27,968	11,983.92	335,166,280	10,019.82	280,234,326	2.44
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	66,400	4,534.77	301,109,166	4,195.39	278,574,268	2.42
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	18,400	14,269.08	262,551,175	14,122.55	259,855,089	2.26
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	111,000	2,399.00	266,289,000	2,321.50	257,686,500	2.24
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	32,900	8,178.54	269,074,077	7,596.74	249,932,989	2.17
アメリカ	株式	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	保険	12,100	19,968.53	241,619,232	20,308.99	245,738,779	2.14
スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	6,450	39,683.61	255,959,285	37,611.68	242,595,362	2.11
アメリカ	株式	AMERIPRISE FINANCIAL INC	各種金融	14,500	16,761.11	243,036,121	15,984.30	231,772,443	2.01
日本	株式	ナブテスコ	機械	68,300	3,465.00	236,659,500	3,320.00	226,756,000	1.97
日本	株式	任天堂	その他製品	4,700	45,070.00	211,829,000	48,010.00	225,647,000	1.96
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	8,500	24,190.00	205,615,000	26,440.00	224,740,000	1.95
イギリス	株式	SPECTRIS PLC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	63,800	3,632.09	231,727,922	3,432.00	218,962,174	1.90
イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	52,278	4,217.13	220,463,161	4,161.47	217,553,671	1.89
フィンランド	株式	SAMPO OYJ-A SHS	保険	56,054	3,982.32	223,225,033	3,694.15	207,071,929	1.80
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	49,900	4,057.00	202,444,300	3,848.00	192,015,200	1.67
アメリカ	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・サービス	19,500	10,993.78	214,378,897	9,724.61	189,629,942	1.65
日本	株式	オリックス	その他金融業	141,000	1,585.00	223,485,000	1,328.50	187,318,500	1.63
アメリカ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体・半導体製造装置	15,500	12,262.96	190,075,986	12,021.62	186,335,253	1.62
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	26,500	7,167.00	189,925,500	6,762.00	179,193,000	1.56
アメリカ	株式	CONAGRA BRANDS INC	食品・飲料・タバコ	48,700	3,600.67	175,352,668	3,630.83	176,821,811	1.54
アメリカ	株式	LAS VEGAS SANDS CORP	消費者サービス	36,500	5,706.98	208,305,055	4,810.59	175,586,572	1.53
イギリス	株式	SAGE GROUP PLC/THE	ソフトウェア・サービス	197,311	914.84	180,509,778	888.08	175,228,351	1.52
アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	14,500	13,448.10	194,997,549	12,015.16	174,219,890	1.51

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和2年 6月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	医薬品	1.67
		非鉄金属	1.27
		機械	1.97
		電気機器	1.95

	輸送用機器	1.56
	その他製品	1.96
	情報・通信業	1.15
	卸売業	2.24
	その他金融業	1.63
外国	エネルギー	3.78
	素材	2.91
	資本財	3.16
	商業・専門サービス	0.68
	自動車・自動車部品	1.36
	耐久消費財・アパレル	1.50
	消費者サービス	1.53
	メディア・娯楽	4.52
	小売	2.50
	食品・生活必需品小売り	1.13
	食品・飲料・タバコ	13.05
	ヘルスケア機器・サービス	1.65
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	11.38
	銀行	6.94
	各種金融	3.52
	保険	6.04
	ソフトウェア・サービス	8.60
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.14
	公益事業	1.36
	半導体・半導体製造装置	4.08
小計		98.25
合計		98.25

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なものの概要

該当事項はありません。

#### ワールド・リート・オープン マザーファンド

#### 投資状況

令和2年6月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	マルタ共和国		
投資証券	アメリカ	101,032,463,269	65.83
	日本	12,266,069,910	7.99
	オーストラリア	10,051,271,879	6.55
	シンガポール	7,678,894,799	5.00
	イギリス	5,855,573,725	3.82
	フランス	4,027,854,464	2.62
	香港	2,669,341,777	1.74
	オランダ	2,055,651,701	1.34
	カナダ	1,786,904,352	1.16
	スペイン	1,717,526,299	1.12
	アイルランド	633,424,320	0.41
	ドイツ	529,325,758	0.34
小計		150,304,302,253	97.94
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,164,230,859	2.06
純資産総額		153,468,533,112	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 6月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,401,758	9,316.27	13,059,166,937	7,340.32	10,289,360,974	6.70
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	630,500	15,243.05	9,610,746,303	15,097.60	9,519,040,709	6.20
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	678,288	10,486.33	7,112,754,652	9,822.65	6,662,589,557	4.34
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	365,061	18,770.46	6,852,363,920	16,484.21	6,017,745,837	3.92
アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	1,043,433	6,177.81	6,446,132,492	5,395.61	5,629,967,129	3.67
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	771,650	7,045.11	5,436,365,768	6,213.36	4,794,543,720	3.12
アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	1,152,403	3,975.60	4,581,500,281	3,725.64	4,293,449,315	2.80
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	207,368	22,773.00	4,722,392,252	20,589.11	4,269,523,392	2.78
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	3,059,284	1,556.84	4,762,824,880	1,180.83	3,612,495,549	2.35
アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	363,500	10,752.45	3,908,516,302	9,684.74	3,520,406,116	2.29
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	353,496	11,240.51	3,973,476,808	9,661.04	3,415,141,046	2.23
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	537,453	5,471.03	2,940,425,357	4,936.64	2,653,215,633	1.73
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	2,291,182	1,099.94	2,520,170,153	1,110.41	2,544,166,068	1.66
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	852,180	3,152.47	2,686,473,930	2,928.37	2,495,501,074	1.63
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	627,448	4,689.56	2,942,458,744	3,954.05	2,480,965,784	1.62
アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	661,560	4,141.52	2,739,867,676	3,721.33	2,461,889,426	1.60

香港	投資証券	LINK REIT	2,761,483	952.84	2,631,265,269	884.73	2,443,180,662	1.59
アメリカ	投資証券	LEXINGTON REALTY TRUST	2,115,447	1,130.19	2,390,862,545	1,115.10	2,358,953,989	1.54
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	787,234	3,066.28	2,413,880,185	2,918.67	2,297,681,455	1.50
アメリカ	投資証券	WEINGARTEN REALTY INVESTORS	966,988	2,333.64	2,256,609,999	2,047.05	1,979,482,455	1.29
アメリカ	投資証券	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	613,080	3,445.52	2,112,382,589	3,144.93	1,928,094,052	1.26
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	348,610	6,421.30	2,238,530,787	5,522.75	1,925,286,714	1.25
アメリカ	投資証券	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	705,510	3,071.66	2,167,092,068	2,706.42	1,909,412,583	1.24
フランス	投資証券	GECINA SA	128,854	14,565.92	1,876,877,571	13,343.01	1,719,300,984	1.12
アメリカ	投資証券	APARTMENT INVT & MGMT CO -A	411,850	4,604.80	1,896,490,010	4,005.77	1,649,777,692	1.07
オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	5,209,380	337.63	1,758,851,304	311.03	1,620,298,466	1.06
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	2,611	696,000	1,817,256,000	614,000	1,603,154,000	1.04
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	378,789	4,859.07	1,840,563,781	4,156.60	1,574,477,842	1.03
オーストラリア	投資証券	DEXUS	2,296,112	739.53	1,698,063,913	684.12	1,570,836,347	1.02
アメリカ	投資証券	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	414,414	4,272.96	1,770,777,927	3,712.72	1,538,603,312	1.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年 6月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	各種金融	
投資証券		97.94
合計		97.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

## 投資状況

令和 2年 6月30日現在  
(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	パナマ	3,318,265,072	5.68
	ハンガリー	2,389,182,355	4.09
	クロアチア	2,244,638,322	3.84

カタール	2,206,908,049	3.77
インドネシア	1,893,783,264	3.24
アラブ首長国連邦	1,864,054,586	3.19
パラグアイ	1,861,712,240	3.18
ドミニカ共和国	1,821,736,770	3.12
メキシコ	1,638,168,976	2.80
エジプト	1,510,384,619	2.58
ウクライナ	1,413,875,307	2.42
ロシア	1,188,889,245	2.03
コロンビア	1,184,511,621	2.03
トルコ	1,179,100,911	2.02
セネガル共和国	1,174,676,852	2.01
ブラジル	1,135,303,693	1.94
ルーマニア	1,117,984,623	1.91
アゼルバイジャン	1,088,649,794	1.86
アルゼンチン	1,044,728,530	1.79
ケニア	1,036,823,577	1.77
ガーナ	930,496,433	1.59
バーレーン	917,882,505	1.57
スリランカ	903,357,706	1.55
オマーン	854,067,812	1.46
サウジアラビア	833,922,690	1.43
エクアドル	635,119,299	1.09
北マケドニア共和国	634,327,587	1.08
アンゴラ共和国	610,860,198	1.04
コートジボワール	609,236,910	1.04
ヨルダン	598,358,592	1.02
セルビア	593,987,421	1.02
ガボン共和国	570,433,897	0.98
ナイジェリア	546,549,067	0.93
イスラエル	545,873,983	0.93
フィリピン	541,268,422	0.93
アルメニア共和国	532,132,008	0.91
チリ	430,239,873	0.74
南アフリカ	370,609,481	0.63
パキスタン	326,065,804	0.56
モンゴル国	321,568,240	0.55
モロッコ	312,694,407	0.53
ジャマイカ	275,406,065	0.47
エチオピア連邦	271,779,602	0.46
ジョージア	255,676,671	0.44
エルサルバドル	229,482,218	0.39

グアテマラ	210,303,772	0.36
ホンジュラス	196,223,654	0.34
パミューダ	171,212,855	0.29
ベラルーシ共和国	152,232,521	0.26
ペルー	101,259,606	0.17
ベネズエラ	64,644,000	0.11
レバノン	50,930,093	0.09
小計	46,911,581,798	80.24
特殊債券	サウジアラビア	342,705,808
	イギリス	292,261,538
	チュニジア	279,870,094
	南アフリカ	192,741,710
	小計	1,107,579,150
社債券	メキシコ	1,463,595,812
	イスラエル	1,150,610,787
	ブラジル	956,436,603
	モロッコ	933,076,551
	マレーシア	673,172,536
	アゼルバイジャン	610,397,802
	英ヴァージン諸島	437,905,684
	チリ	396,915,151
	アラブ首長国連邦	309,413,289
	カザフスタン	277,400,011
	コロンビア	256,824,806
	インドネシア	200,810,025
	アルゼンチン	153,606,625
	オランダ	142,824,550
	アイルランド	81,350,563
	ベネズエラ	52,383,188
	小計	8,096,723,983
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		2,348,342,381
純資産総額		58,464,227,312
		100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

令和2年6月30日現在  
(単位:円)

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
債券先物取引	売建	ドイツ	2,777,165,949	4.75

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

令和2年6月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アラブ首長国連邦	国債証券	3.125 ABU DHABI G 490930	9,675,000	10,745.98	1,039,674,300	11,272.29	1,090,594,783	3.125000	2049/9/30	1.87
カタール	国債証券	4.625 QATAR 460602	7,555,000	13,326.57	1,006,822,823	13,941.98	1,053,317,115	4.625000	2046/6/2	1.80
ハンガリー	国債証券	6.375 HUNGARY 210329	8,812,000	11,346.09	999,818,279	11,217.35	988,472,891	6.375000	2021/3/29	1.69
インドネシア	国債証券	4.75 INDONESIA 260108	8,090,000	11,991.84	970,140,503	12,153.48	983,217,254	4.750000	2026/1/8	1.68
パラグアイ	国債証券	4.625 PARAGUAY 230125	8,520,000	11,425.01	973,411,614	11,339.74	966,146,081	4.625000	2023/1/25	1.65
パナマ	国債証券	4.5 PANAMA 500416	6,975,000	13,510.94	942,388,640	13,252.02	924,328,395	4.500000	2050/4/16	1.58
ケニア	国債証券	7 KENYA REP 270522	8,525,000	11,386.09	970,664,675	10,656.83	908,494,991	7.000000	2027/5/22	1.55
ルーマニア	国債証券	5.125 ROMANIA 480615	6,636,000	12,853.10	852,931,841	12,780.71	848,128,007	5.125000	2048/6/15	1.45
パナマ	国債証券	4.3 PANAMA 530429	6,475,000	12,050.11	780,244,993	12,928.90	837,146,776	4.300000	2053/4/29	1.43
ハンガリー	国債証券	5.375 HUNGARY 230221	6,510,000	11,886.70	773,824,441	11,823.60	769,716,560	5.375000	2023/2/21	1.32
パナマ	国債証券	4.5 PANAMA 560401	5,615,000	11,203.09	629,053,593	13,235.96	743,199,531	4.500000	2056/4/1	1.27
ブラジル	社債券	4.75 BANCO BRAS 240320	5,915,000	11,452.86	677,437,245	11,158.57	660,029,884	4.750000	2024/3/20	1.13
メキシコ	国債証券	4.5 MEXICO 290422	5,572,000	11,942.82	665,454,238	11,677.66	650,679,731	4.500000	2029/4/22	1.11
ドミニカ共和国	国債証券	6.6 DOMINICAN 240128	5,730,000	12,004.12	687,836,159	11,352.07	650,474,125	6.600000	2024/1/28	1.11
カタール	国債証券	4.5 QATAR 280423	5,075,000	12,532.94	636,047,026	12,719.78	645,529,058	4.500000	2028/4/23	1.10
イスラエル	社債券	5 ISRAEL ELEC 241112	5,155,000	11,936.67	615,335,658	12,121.34	624,855,209	5.000000	2024/11/12	1.07
ブラジル	国債証券	4.75 BRAZIL 500114	6,145,000	11,298.05	694,265,248	10,080.42	619,442,039	4.750000	2050/1/14	1.06
トルコ	国債証券	5.125 TURKEY 280217	6,070,000	10,426.08	632,863,414	9,925.17	602,457,842	5.125000	2028/2/17	1.03
ロシア	国債証券	4.375 RUSSIA 290321	4,800,000	12,121.82	581,847,715	12,321.46	591,430,542	4.375000	2029/3/21	1.01
クロアチア	国債証券	6.375 CROATIA 210324	5,255,000	11,306.23	594,142,680	11,171.36	587,055,318	6.375000	2021/3/24	1.00
アゼルバイジャン	国債証券	4.75 AZERBAIJAN 240318	4,767,000	11,675.78	556,584,614	11,490.14	547,735,345	4.750000	2024/3/18	0.94
フィリピン	国債証券	3.95 PHILIPPINE 400120	4,315,000	12,551.36	541,591,473	12,543.88	541,268,422	3.950000	2040/1/20	0.93
クロアチア	国債証券	3 CROATIA 270320	3,880,000	14,203.91	551,112,058	13,563.68	526,270,951	3.000000	2027/3/20	0.90
イスラエル	社債券	4.25 ISRAEL ELEC 280814	4,300,000	11,847.79	509,455,001	12,226.87	525,755,578	4.250000	2028/8/14	0.90
モロッコ	社債券	4.5 OFFICE CHE 251022	4,635,000	11,661.77	540,523,392	11,249.76	521,426,796	4.500000	2025/10/22	0.89
アゼルバイジャン	国債証券	3.5 AZERBAIJAN 320901	4,645,000	10,940.99	508,209,311	10,546.15	489,868,735	3.500000	2032/9/1	0.84

クロアチア	国債証券	6.625 CROATIA 200714	4,529,000	10,987.32	497,615,958	10,803.68	489,298,774	6.625000	2020/7/14	0.84
アルメニア共和国	国債証券	7.15 REPUBLIC OF 250326	4,010,000	12,757.21	511,564,432	12,123.64	486,158,294	7.150000	2025/3/26	0.83
アルゼンチン	国債証券	STEP ARGENTINA 381231	11,155,000	4,696.87	523,936,007	4,269.68	476,283,063	3.750000	2038/12/31	0.81
サウジアラビア	国債証券	4.5 SAUDI INTERNA 461026	3,820,000	12,213.40	466,552,124	12,432.42	474,918,454	4.500000	2046/10/26	0.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和2年 6月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	80.24
特殊債券	1.89
社債券	13.85
合計	95.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なも

令和2年 6月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 2009	売建	59	ユーロ	7,914,207.49	958,252,243	7,965,000	964,402,200	1.65
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 2009	売建	81	ユーロ	14,061,087.91	1,702,516,524	14,309,460	1,732,589,417	2.96
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 2009	売建	3	ユーロ	628,257.33	76,069,397	662,160	80,174,332	0.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

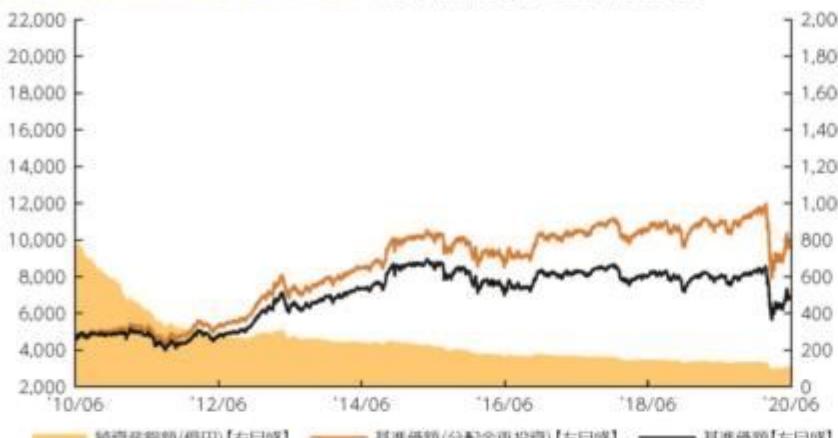
### 参考情報



## 運用実績

2020年6月30日現在

### ■ 基準価額・純資産の推移 2010年6月30日～2020年6月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■ 基準価額・純資産

基 準 価 額	6,819円
純資産総額	106.0億円

### ■ 分配の推移

2020年 6月	25円
2020年 5月	25円
2020年 4月	25円
2020年 3月	25円
2020年 2月	25円
2020年 1月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	7,210円

・分配金は1万口当たり、税引前

### ■ 主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	比率
国内株式	5.1%	1 アメリカドル	73.0%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	2.4%
国内リート	2.6%	2 円	9.4%	JOHNSON & JOHNSON	株式	医薬品・バイオテクノ・ライフ	0.9%
外国株式	27.6%	3 イギリスポンド	5.3%	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	株式	食品・飲料・タバコ	0.9%
外国債券	32.4%	4 ユーロ	4.5%	ELI LILLY & CO	株式	医薬品・バイオテクノ・ライフ	0.9%
外国リート	29.0%	5 オーストラリアドル	2.1%	3.125 ABU DHABI G 490930	債券	国債	0.6%
		6 スイスフラン	1.6%	4.625 QATAR 460602	債券	国債	0.6%
		7 シンガポールドル	1.6%	6.375 HUNGARY 210329	債券	国債	0.6%
コールローン他 (負債控除後)	3.3%	8 カナダドル	1.1%	SIMON PROPERTY GROUP INC	リート	—	2.2%
合計	100.0%	9 香港ドル	1.0%	DIGITAL REALTY TRUST INC	リート	—	2.0%
		10 テンバーラー	0.4%	PROLOGIS INC	リート	—	1.4%

### その他資産の状況 比率

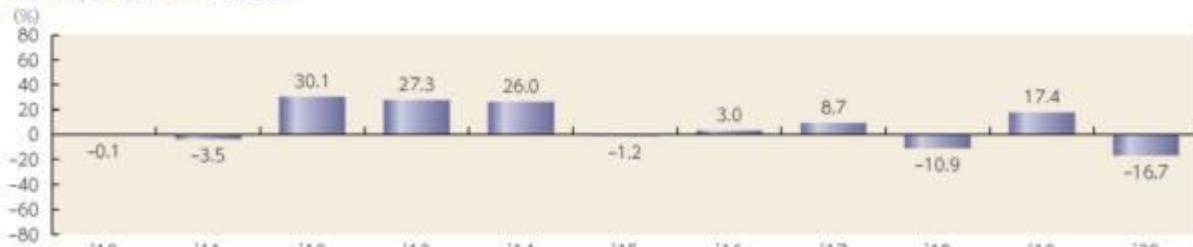
債券先物取引 (売建)	-1.6%
-------------	-------

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&amp;Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&amp;Pに帰属します。

### ■ 年間收益率の推移



・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2020年は年初から6月30日までの收益率を表示

・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

## 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。  
ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

## 申込単位

販売会社が定める単位

## 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

## 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

## 申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

## 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

## 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

## 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2 【換金（解約）手続等】

### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。  
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 解約単位

販売会社が定める単位

### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

### 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%をかけた額

### 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

### 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

## 解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

#### 基準価額の算出方法

$$\text{基準価額} = \text{信託財産の純資産総額} \div \text{受益権総口数}$$

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

#### （資産の評価方法）

##### ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

##### ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

##### ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

##### ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

##### ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

##### ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

##### ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

##### ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

#### 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限（2005年10月14日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

#### (4)【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとします。（ただし、第1計算期間は2005年10月14日から2005年11月14日までとします。）

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還せます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

##### 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

#### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

#### 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヶ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 運用報告書

委託会社は、6ヶ月毎（毎年6月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を

締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### ( 1 ) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

#### 分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

### ( 2 ) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### ( 3 ) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和1年12月13日から令和2年6月12日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

### 1【財務諸表】

## 【グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)】

### (1) 【貸借対照表】

	(単位:円)	
	前期 [ 令和 1年12月12日現在 ]	当期 [ 令和 2年 6月12日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	69,112,143	84,198,526
親投資信託受益証券	13,306,392,775	10,465,682,073
未収入金	5,000,000	25,000,000
流動資産合計	13,380,504,918	10,574,880,599
<b>資産合計</b>	<b>13,380,504,918</b>	<b>10,574,880,599</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	40,879,875	38,935,893
未払解約金	12,189,938	6,452,309
未払受託者報酬	965,083	779,538
未払委託者報酬	16,285,737	13,154,746
未払利息	16	63
その他未払費用	96,498	77,944
流動負債合計	70,417,147	59,400,493
<b>負債合計</b>	<b>70,417,147</b>	<b>59,400,493</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	16,351,950,381	15,574,357,417
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,041,862,610	5,058,877,311
(分配準備積立金)	2,304,401,163	2,122,698,699
元本等合計	13,310,087,771	10,515,480,106
<b>純資産合計</b>	<b>13,310,087,771</b>	<b>10,515,480,106</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>13,380,504,918</b>	<b>10,574,880,599</b>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 令和 1年 6月13日 至 令和 1年12月12日	当期 自 令和 1年12月13日 至 令和 2年 6月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	65	113
有価証券売買等損益	682,919,718	1,863,869,567
営業収益合計	<u>682,919,783</u>	<u>1,863,869,454</u>
<b>営業費用</b>		
支払利息	6,071	9,575
受託者報酬	5,807,297	5,116,709
委託者報酬	97,998,044	86,344,551
その他費用	<u>580,765</u>	<u>511,616</u>
営業費用合計	<u>104,392,177</u>	<u>91,982,451</u>
営業利益又は営業損失( )	578,527,606	1,955,851,905
経常利益又は経常損失( )	578,527,606	1,955,851,905
当期純利益又は当期純損失( )	578,527,606	1,955,851,905
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	3,770,114	14,322,890
期首剩余金又は期首次損金( )	3,501,695,921	3,041,862,610
剩余金増加額又は欠損金減少額	165,379,871	212,424,656
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	165,379,871	212,424,656
剩余金減少額又は欠損金増加額	29,928,928	51,408,434
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	29,928,928	51,408,434
分配金	<u>250,375,124</u>	<u>236,501,908</u>
期末剩余金又は期末欠損金( )	3,041,862,610	5,058,877,311

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 1年12月12日現在]	当期 [令和 2年 6月12日現在]
1. 期首元本額	17,011,253,472円	16,351,950,381円
期中追加設定元本額	144,462,898円	191,425,958円
期中一部解約元本額	803,765,989円	969,018,922円
2. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,041,862,610円
3. 受益権の総数	16,351,950,381口	15,574,357,417口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 1年 6月13日 至 令和 1年12月12日	当期 自 令和 1年12月13日 至 令和 2年 6月12日																		
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第165期 令和 1年 6月13日 令和 1年 7月12日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>59,064,888円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	59,064,888円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第171期 令和 1年12月13日 令和 2年 1月14日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>57,958,602円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	57,958,602円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	59,064,888円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	57,958,602円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																	

前期 自 令和 1年 6月13日 至 令和 1年12月12日			当期 自 令和 1年12月13日 至 令和 2年 6月12日		
収益調整金額	C	274,102,225円	収益調整金額	C	281,363,026円
分配準備積立金額	D	2,433,455,077円	分配準備積立金額	D	2,268,451,803円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,766,622,190円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,607,773,431円
当ファンドの期末残存口数	F	16,943,777,255口	当ファンドの期末残存口数	F	16,119,707,631口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,632円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,617円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	42,359,443円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	40,299,269円
第166期					
令和 1年 7月13日					
令和 1年 8月13日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,648,079円	費用控除後の配当等収益額	A	20,757,829円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	275,804,145円	収益調整金額	C	281,180,347円
分配準備積立金額	D	2,436,848,649円	分配準備積立金額	D	2,250,184,219円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,728,300,873円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,552,122,395円
当ファンドの期末残存口数	F	16,870,321,313口	当ファンドの期末残存口数	F	15,889,590,864口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,617円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,606円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	42,175,803円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,723,977円
第167期					
令和 1年 8月14日					
令和 1年 9月12日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	48,218,487円	費用控除後の配当等収益額	A	27,652,407円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	278,802,619円	収益調整金額	C	283,868,273円
分配準備積立金額	D	2,395,852,729円	分配準備積立金額	D	2,207,042,575円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,722,873,835円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,518,563,255円
当ファンドの期末残存口数	F	16,796,840,009口	当ファンドの期末残存口数	F	15,751,251,956口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,621円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,598円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	41,992,100円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,378,129円
第168期					
令和 1年 9月13日					
令和 1年10月15日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,623,158円	費用控除後の配当等収益額	A	41,135,394円

前期 自 令和 1年 6月13日 至 令和 1年12月12日			当期 自 令和 1年12月13日 至 令和 2年 6月12日		
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	281,251,213円	収益調整金額	C	287,678,689円
分配準備積立金額	D	2,383,858,336円	分配準備積立金額	D	2,177,042,968円
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		2,704,732,707円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		2,505,857,051円
当ファンドの期末残存口数	F	16,696,176,234口	当ファンドの期末残存口数	F	15,657,534,183口
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,619円	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,600円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		41,740,440円	収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		39,143,835円
第169期					
令和 1年10月16日					
令和 1年11月12日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,044,378円	費用控除後の配当等収益額	A	13,085,102円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	280,805,287円	収益調整金額	C	290,559,045円
分配準備積立金額	D	2,349,880,809円	分配準備積立金額	D	2,168,542,274円
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		2,661,730,474円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		2,472,186,421円
当ファンドの期末残存口数	F	16,490,985,418口	当ファンドの期末残存口数	F	15,608,322,114口
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,614円	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,583円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		41,227,463円	収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		39,020,805円
第170期					
令和 1年11月13日					
令和 1年12月12日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,149,471円	費用控除後の配当等収益額	A	28,416,767円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	281,627,996円	収益調整金額	C	294,778,081円
分配準備積立金額	D	2,317,131,567円	分配準備積立金額	D	2,133,217,825円
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		2,626,909,034円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		2,456,412,673円
当ファンドの期末残存口数	F	16,351,950,381口	当ファンドの期末残存口数	F	15,574,357,417口
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,606円	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		1,577円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		40,879,875円	収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		38,935,893円

(金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年 6月13日 至 令和 1年12月12日	当期 自 令和 1年12月13日 至 令和 2年 6月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 1年12月12日現在 ]	当期 [ 令和 2年 6月12日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>( 1 ) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>( 2 ) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>( 3 ) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>( 1 ) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>( 2 ) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>( 3 ) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>

区分	前期 [令和1年12月12日現在]	当期 [令和2年6月12日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 [令和1年12月12日現在]	当期 [令和2年6月12日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	58,505,079	509,747,438
合計	58,505,079	509,747,438

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	前期 [令和1年12月12日現在]	当期 [令和2年6月12日現在]
1口当たり純資産額	0.8140円	0.6752円
(1万口当たり純資産額)	(8,140円)	(6,752円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	984,240,933	3,525,255,749	
	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,745,214,233	3,460,585,302	
	グローバル株式インカム マザーファンド	1,763,194,681	3,479,841,022	
合計		4,492,649,847	10,465,682,073	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

### グローバル株式インカム マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位:円)

[令和2年6月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	94,498,232
コール・ローン	144,693,770
株式	11,097,982,336
未収配当金	44,143,444
流動資産合計	11,381,317,782
資産合計	11,381,317,782
負債の部	
流動負債	
未払解約金	53,293,323
未払利息	108
流動負債合計	53,293,431

[令和2年6月12日現在]

負債合計	53,293,431
純資産の部	
元本等	
元本	5,739,708,532
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	5,588,315,819
元本等合計	11,328,024,351
純資産合計	11,328,024,351
負債純資産合計	11,381,317,782

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和2年6月12日現在]
1. 期首	令和1年12月13日
期首元本額	6,730,506,726円
期中追加設定元本額	52,968,895円
期中一部解約元本額	1,043,767,089円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	1,763,194,681円
グローバル株式インカム(毎月決算型)	1,229,424,629円
先進国好配当株式ファンド(3ヶ月決算型)	2,143,887,680円
先進国好配当株式ファンド(年2回決算型)	468,538,769円
先進国好配当株式ファンド(3ヶ月決算型)為替ヘッジあり	68,580,813円
先進国好配当株式ファンド(年2回決算型)為替ヘッジあり	66,081,960円
合計	5,739,708,532円
2. 受益権の総数	5,739,708,532口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 1年12月13日 至 令和 2年 6月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 2年 6月12日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ( 2 ) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 ( 3 ) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	[ 令和 2年 6月12日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	778,999,832
合計	778,999,832

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

		[令和2年6月12日現在]
1口当たり純資産額		1.9736円
(1万口当たり純資産額)		(19,736円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	武田薬品工業	49,900	3,989.00	199,051,100	
	住友電気工業	118,100	1,305.50	154,179,550	
	ナブテスコ	68,300	3,295.00	225,048,500	
	東京エレクトロン	8,500	23,165.00	196,902,500	
	トヨタ自動車	26,500	6,853.00	181,604,500	
	任天堂	4,700	47,640.00	223,908,000	
	日本電信電話	52,800	2,490.50	131,498,400	
	伊藤忠商事	111,000	2,334.50	259,129,500	
	オリックス	141,000	1,465.50	206,635,500	
円 小計		580,800		1,777,957,550	
アメリカドル	PLAINS GP HOLDINGS LP-CL A	128,800	9.94	1,280,272.00	
	SCHLUMBERGER LTD	46,000	18.51	851,460.00	
	AGCO CORP	22,500	54.42	1,224,450.00	
	GENERAL DYNAMICS CORP	7,000	148.55	1,039,850.00	

TRANE TECHNOLOGIES PLC	12,400	89.77	1,113,148.00	
GENERAL MOTORS CO	57,600	26.50	1,526,400.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	36,500	49.09	1,791,785.00	
COMCAST CORP-CLASS A	66,400	39.25	2,606,200.00	
WALT DISNEY CO/THE	14,500	112.64	1,633,280.00	
LOWE'S COS INC	20,000	123.94	2,478,800.00	
BUNGE LTD	33,000	38.88	1,283,040.00	
CONAGRA BRANDS INC	48,700	31.82	1,549,634.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	56,900	50.53	2,875,157.00	
PEPSICO INC	18,400	127.84	2,352,256.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	32,900	71.25	2,344,125.00	
MEDTRONIC PLC	19,500	90.87	1,771,965.00	
ELI LILLY & CO	21,100	144.08	3,040,088.00	
JOHNSON & JOHNSON	21,800	140.87	3,070,966.00	
JPMORGAN CHASE & CO	27,968	97.21	2,718,769.28	
WELLS FARGO & CO	59,700	26.79	1,599,363.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	14,500	139.09	2,016,805.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	12,100	177.38	2,146,298.00	
MICROSOFT CORP	40,077	186.27	7,465,142.79	
NETAPP INC	30,000	41.14	1,234,200.00	
FIRSTENERGY CORP	38,300	40.50	1,551,150.00	
BROADCOM INC	8,500	293.75	2,496,875.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	15,500	102.47	1,588,285.00	
アメリカドル 小計		910,645		56,649,764.07
				(6,043,963,328)
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	37,000	24.25	897,250.00
	ROYAL BANK OF CANADA	22,500	89.89	2,022,525.00
カナダドル 小計		59,500		2,919,775.00
				(228,005,229)
イギリスポンド	BP PLC	378,787	3.20	1,215,527.48
	ANGLO AMERICAN PLC	67,900	17.77	1,206,583.00
	BABCOCK INTL GROUP PLC	190,000	3.76	715,540.00
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	52,278	30.00	1,568,601.39
	GLAXOSMITHKLINE PLC	133,800	16.15	2,161,940.40
	HSBC HOLDINGS PLC	174,200	3.76	655,427.50
	SAGE GROUP PLC/THE	197,311	6.52	1,286,467.72
	SPECTRIS PLC	63,800	24.93	1,590,534.00
イギリスポンド 小計		1,258,076		10,400,621.49
				(1,393,267,254)
イスラエル	CIE FINANCIERE RICHMONT-REG	25,300	59.90	1,515,470.00
	NOVARTIS AG-REG	15,830	81.12	1,284,129.60
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	6,450	325.40	2,098,830.00

スイスフラン 小計		47,580		4,898,429.60 (553,375,591)	
香港ドル	WH GROUP LTD	1,570,000	6.79	10,660,300.00	
香港ドル 小計		1,570,000		10,660,300.00 (146,792,331)	
デンマーククローネ	H LUNDBECK A/S	34,000	249.60	8,486,400.00	
デンマーククローネ 小計		34,000		8,486,400.00 (137,055,360)	
ユーロ	LANXESS AG	29,000	45.35	1,315,150.00	
	PUBLICIS GROUPE	19,700	28.87	568,739.00	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	44,700	23.44	1,047,768.00	
	KBC GROUP NV	16,200	49.06	794,772.00	
	BANCA MEDOLANUM SPA	224,500	6.20	1,391,900.00	
	SAMPO OYJ-A SHS	56,054	29.85	1,673,211.90	
	ユーロ 小計	390,154		6,791,540.90 (817,565,693)	
合 計		4,850,755		11,097,982,336 (9,320,024,786)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 27銘柄	100.00%	54.46%
カナダドル	株式 2銘柄	100.00%	2.05%
イギリスポンド	株式 8銘柄	100.00%	12.55%
スイスフラン	株式 3銘柄	100.00%	4.99%
香港ドル	株式 1銘柄	100.00%	1.32%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.00%	1.23%
ユーロ	株式 6銘柄	100.00%	7.37%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## ワールド・リート・オープン マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

[令和2年6月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	903,626,292
コール・ローン	1,417,461,468
投資証券	154,880,674,290
派生商品評価勘定	382,178
未収入金	175,765,569
未収配当金	200,814,141
流動資産合計	<u>157,578,723,938</u>
資産合計	<u>157,578,723,938</u>
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	69,713
未払金	101,909,694
未払解約金	175,502,009
未払利息	1,062
流動負債合計	<u>277,482,478</u>
負債合計	<u>277,482,478</u>
純資産の部	
元本等	
元本	79,327,269,676
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	77,973,971,784
元本等合計	<u>157,301,241,460</u>
純資産合計	<u>157,301,241,460</u>
負債純資産合計	<u>157,578,723,938</u>

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。  投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理  「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	[令和 2年 6月12日現在]
1. 期首	令和 1年12月13日
期首元本額	90,495,509,775円
期中追加設定元本額	3,251,609,533円
期中一部解約元本額	14,419,849,632円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	1,745,214,233円
ワールド・リート・オープン(資産成長型)	517,649,170円
ワールド・リート・オープン(毎月決算型)	71,235,693,337円
ワールド・リート・オープン(1年決算型)	5,729,753,344円
ワールド・リート・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	52,928,906円
ワールド・リート・オープン(資産成長型)為替ヘッジあり	46,030,686円
合計	79,327,269,676円
2. 受益権の総数	79,327,269,676口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 1年12月13日 至 令和 2年 6月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

区分	自 令和 1年12月13日 至 令和 2年 6月12日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 2年 6月12日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>( 1 ) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>( 2 ) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>( 3 ) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

### ( 有価証券に関する注記 )

#### 売買目的有価証券

種類	[ 令和 2年 6月12日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	14,388,795,316
合計	14,388,795,316

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

### ( デリバティブ取引に関する注記 )

#### 取引の時価等に関する事項

#### 通貨関連

[令和2年 6月12日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超	1年以内	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	オーストラリアドル	3,401,260		3,331,547	69,713
	売建				
	アメリカドル	145,845,678		145,576,849	268,829
	シンガポールドル	18,192		17,969	223
	ユーロ	10,223,039		10,109,913	113,126
	合計	159,488,169		159,036,278	312,465

## (注)時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	[令和2年 6月12日現在]
1口当たり純資産額	1.9829円
(1万口当たり純資産額)	(19,829円)

## 附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

(単位：円)

			評価額	
--	--	--	-----	--

通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	20,047,692			
	ユーロ 小計	20,047,692		( )	
	合 計	20,047,692		( )	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	1,765	551,562,500	
		G L P 投資法人	6,576	919,982,400	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人	254	81,534,000	
		日本プロロジスリート投資法人	4,061	1,200,837,700	
		野村不動産マスタートファンド投資法人	2,967	424,281,000	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	2,404	1,095,022,000	
		三菱地所物流リート投資法人	1,209	477,555,000	
		日本ビルファンド投資法人	2,715	1,886,925,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	1,869	1,100,841,000	
		日本リテールファンド投資法人	1,749	263,399,400	
		オリックス不動産投資法人	4,756	733,375,200	
		日本プライムリアルティ投資法人	1,919	667,812,000	
		ユナイテッド・アーバン投資法人	5,373	676,460,700	
		インヴィンシブル投資法人	24,389	757,278,450	
		ケネディクス・オフィス投資法人	947	579,564,000	
		大和証券オフィス投資法人	665	412,965,000	
		大和ハウスリート投資法人	634	169,721,800	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,578	433,883,400	
		ジャパンエクセレント投資法人	4,090	546,015,000	
円合計			77,920	12,979,015,550	
アメリカ ドル	投資証券	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	428,554	15,175,097.14	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	428,374	11,347,627.26	
		APARTMENT INV & MGMT CO -A	464,090	18,099,510.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	365,061	59,092,424.07	
		BOSTON PROPERTIES INC	353,496	32,730,194.64	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	363,500	33,798,230.00	
		COUSINS PROPERTIES INC	400,510	12,636,090.50	
		CUBSMART	243,840	6,486,144.00	

		DIAMONDRock HOSPITALITY CO	175,012	1,037,821.16
		DIGITAL REALTY TRUST INC	630,500	84,442,865.00
		DUKE REALTY CORP	1,152,403	39,792,475.59
		EQUITY RESIDENTIAL	771,650	47,579,939.00
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	21,212	5,220,061.08
		EXTRA SPACE STORAGE INC	71,350	6,715,462.00
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	661,560	23,836,006.80
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	678,720	20,103,686.40
		HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	248,815	6,419,427.00
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	852,180	22,361,203.20
		HOST HOTELS & RESORTS INC	3,317,784	40,377,431.28
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	705,510	17,785,907.10
		INVITATION HOMES INC	824,634	21,704,366.88
		JBG SMITH PROPERTIES	359,705	10,658,059.15
		LEXINGTON REALTY TRUST	2,115,447	20,625,608.25
		LIFE STORAGE INC	58,570	5,558,293.00
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	141,910	16,384,928.60
		PARAMOUNT GROUP INC	1,529,537	11,700,958.05
		PROLOGIS INC	678,288	61,663,162.08
		PUBLIC STORAGE	217,728	42,659,447.04
		QTS REALTY TRUST INC-CL A	68,100	4,190,874.00
		REGENCY CENTERS CORP	537,453	24,034,898.16
		SIMON PROPERTY GROUP INC	1,429,058	102,777,851.36
		SL GREEN REALTY CORP	1,043,433	51,138,651.33
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	1,736,794	16,273,759.78
		VENTAS INC	679,008	25,028,234.88
		VORNADO REALTY TRUST	378,789	14,719,740.54
		WEINGARTEN REALTY INVESTORS	966,988	18,585,509.36
		WELLTOWER INC	348,610	17,897,637.40
アメリカドル合計			25,448,173	970,639,583.08 (103,557,537,118)
カナダドル	投資証券	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	427,726	8,652,896.98
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE IN	442,590	6,382,147.80
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	537,357	8,640,700.56
カナダドル合計			1,407,673	23,675,745.34 (1,848,838,953)
オーストラリアドル	投資証券	CHARTER HALL GROUP	502,574	4,849,839.10
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	1,211,658	5,403,994.68
		CHARTER HALL RETAIL REIT	1,859,477	6,322,221.80
		DEXUS	2,383,253	23,260,549.28
		GOODMAN GROUP	2,239,350	33,343,921.50
		GPT GROUP	5,614,634	24,030,633.52

MIRVAC GROUP		2,386,572	5,703,907.08		
SCCENTRE GROUP		2,407,199	5,777,277.60		
SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA		5,564,478	13,020,878.52		
STOCKLAND		4,210,503	15,452,546.01		
VICINITY CENTRES		1,309,326	2,186,574.42		
オーストラリアドル合計		29,689,024	139,352,343.51		
			(10,123,947,756)		
イギリス ポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	2,680,137	10,766,110.32	
		DERWENT LONDON PLC	229,515	6,619,212.60	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	425,359	2,658,493.75	
		HAMMERSOHN PLC	3,308,866	3,705,929.92	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	2,076,084	12,302,873.78	
		SEGRO PLC	984,185	8,397,066.42	
		SHAFTESBURY PLC	79,698	472,210.65	
		WORKSPACE GROUP PLC	202,537	1,389,403.82	
イギリスピンド合計		9,986,381	46,311,301.26		
			(6,203,861,916)		
香港ドル	投資証券	CHINA MERCHANTS COMMERCIAL R	5,852,728	15,041,510.96	
		LINK REIT	2,810,283	191,801,814.75	
香港ドル合計		8,663,011	206,843,325.71		
			(2,848,232,595)		
シンガ ポールド ル	投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	5,100,500	15,913,560.00	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	596,600	1,061,948.00	
		CAPITALAND MALL TRUST	895,000	1,852,650.00	
		ESR-REIT	13,920,100	5,498,439.50	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	1,812,900	4,350,960.00	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	9,189,000	10,751,130.00	
		KEPPEL DC REIT	7,386,000	18,021,840.00	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	4,022,100	8,365,968.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	5,564,100	15,189,993.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	9,297,000	17,757,270.00	
		MAPLETREE NORTH ASIA COMMERCIAL	5,457,200	5,266,198.00	
シンガポールドル合計		63,240,500	104,029,956.50		
			(7,956,211,073)		
ユーロ	投資証券	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	329,691	4,335,436.65	
		CARMILA	72,512	881,745.92	
		COVIVIO	51,461	3,324,380.60	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES-CV	276,483	3,527,923.08	
		GECINA SA	130,680	14,910,588.00	
		HIBERNIA REIT PLC	4,806,899	5,056,857.74	
		ICADE	10,830	692,578.50	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	496,659	3,988,171.77	

KLEPIERRE	612,702	10,786,618.71	
MERCIALYS	499,297	3,969,411.15	
MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	1,346,132	10,843,093.26	
NSI NV	32,672	1,179,459.20	
UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	260,728	14,282,679.84	
ユーロ合計	8,926,746	77,778,944.42	(9,363,029,329)
合計		154,880,674,290	(141,901,658,740)

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 37銘柄		100.00%	66.86%
カナダドル	投資証券 3銘柄		100.00%	1.19%
オーストラリアドル	投資証券 11銘柄		100.00%	6.54%
イギリスポンド	投資証券 8銘柄		100.00%	4.01%
香港ドル	投資証券 2銘柄		100.00%	1.84%
シンガポールドル	投資証券 11銘柄		100.00%	5.14%
ユーロ	株式 1銘柄			
	投資証券 13銘柄		100.00%	6.05%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

#### エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位:円)

[令和2年 6月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,285,585,905
コール・ローン	323,549,771
国債証券	46,019,294,073

[令和2年6月12日現在]

特殊債券	1,090,192,720
社債券	8,023,531,143
派生商品評価勘定	178,534,516
未収入金	197,949,694
未収利息	707,918,354
前払費用	84,821,685
差入委託証拠金	151,547,363
流動資産合計	58,062,925,224
資産合計	58,062,925,224
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	211,067,419
未払金	440,972,710
未払解約金	18,557,102
未払利息	242
流動負債合計	670,597,473
負債合計	670,597,473
純資産の部	
元本等	
元本	16,023,587,505
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	41,368,740,246
元本等合計	57,392,327,751
純資産合計	57,392,327,751
負債純資産合計	58,062,925,224

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

		[令和2年6月12日現在]
1. 期首		令和1年12月13日
期首先元本額		18,078,978,224円
期中追加設定元本額		645,080,423円
期中一部解約元本額		2,700,471,142円
元本の内訳		
エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)		6,162,940,766円
エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)		3,370,549,771円

	[令和2年6月12日現在]
エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	5,056,444,854円
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	984,240,933円
エマージング・ソブリン・オープン(資産成長型)	296,536,344円
エマージング・ソブリン・オープン(資産成長型)為替ヘッジあり	152,874,837円
合計	16,023,587,505円
2. 受益権の総数	16,023,587,505口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### (金融商品に関する注記)

##### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和1年12月13日 至 令和2年6月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っています。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

##### 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和2年6月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。

区分	[令和2年6月12日現在]
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	[令和2年6月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	2,328,662,090
特殊債券	34,663,107
社債券	329,403,674
合計	2,692,728,871

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 債券関連

## [令和2年6月12日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引	債券先物取引 売建	2,762,817,304		
			2,785,108,068	22,290,764
	合計	2,762,817,304	2,785,108,068	22,290,764

## (注)時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 通貨関連

[ 令和 2年 6月12日現在 ]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
		アメリカドル	7,599,837,264	7,582,390,783	17,446,481
		ユーロ	4,599,199,855	4,587,055,033	12,144,822
	売建	アメリカドル	4,600,433,142	4,536,738,874	63,694,268
		ユーロ	7,589,837,264	7,634,182,368	44,345,104
合計		24,389,307,525		24,340,367,058	10,242,139

### (注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (1口当たり情報)

	[ 令和 2年 6月12日現在 ]
1口当たり純資産額	3.5817円
(1万口当たり純資産額)	(35,817円)

### 附屬明細表

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	10.75 ECUADOR 290131	530,000.00	211,337.50	
		10.875 MONGOLIA I 210406	670,000.00	701,825.00	
		2.392 PERU 260123	905,000.00	930,340.00	
		2.45 CHILE 310131	3,335,000.00	3,445,055.00	
		2.5 ABU DHABI GOV 221011	1,560,000.00	1,608,820.20	
		2.5 ISRAEL GOVT 300115	1,195,000.00	1,278,560.37	
		2.55 CHILE 320127	210,000.00	216,420.75	
		2.875 BRAZIL 250606	765,000.00	750,656.25	
		2.9 SAUDI INTERNA 251022	1,795,000.00	1,893,039.31	
		3 COLOMBIA 300130	3,005,000.00	2,938,514.36	
		3.125 ABU DHABI G 300416	1,560,000.00	1,692,506.40	
		3.125 ABU DHABI G 490930	10,995,000.00	11,016,715.12	
		3.125 COLOMBIA 310415	1,205,000.00	1,195,058.75	
		3.16 PANAMA 300123	2,275,000.00	2,412,375.87	
		3.25 MEXICO 300416	710,000.00	699,314.50	
		3.25 QATAR 260602	755,000.00	812,368.67	
		3.25 SAUDI INTERN 261026	1,320,000.00	1,405,786.80	
		3.25 TURKEY 230323	1,885,000.00	1,791,833.87	
		3.375 ISRAEL GOVT 500115	940,000.00	993,486.00	
		3.5 AZERBAIJAN 320901	4,970,000.00	4,902,159.50	
		3.625 OMAN 210615	2,575,000.00	2,547,653.50	
		3.75 PANAMA 250316	1,020,000.00	1,101,503.10	
		3.75 PANAMA NOTAS 260417	2,290,000.00	2,405,564.85	
		3.75 QATAR 300416	665,000.00	747,323.67	
		3.8 ISRAEL GOVT 600513	2,050,000.00	2,285,750.00	
		3.85 INDONESIA 270718	210,000.00	228,225.39	
		3.875 ABU DHABI G 500416	345,000.00	393,329.67	
		3.875 BRAZIL 300612	2,520,000.00	2,419,830.00	
		3.875 COLOMBIA 270425	965,000.00	1,018,132.90	
		3.875 ISRAEL GOVT 500703	655,000.00	752,503.30	
		3.95 REPUBLIC OF 290926	240,000.00	239,056.58	
		4 QATAR 290314	580,000.00	659,889.20	
		4.125 ABU DHABI G 471011	675,000.00	800,296.87	
		4.125 COLOMBIA 510515	1,240,000.00	1,226,360.00	
		4.25 MOROCCO 221211	501,000.00	533,217.80	
		4.25 RUSSIA 270623	2,400,000.00	2,684,820.00	
		4.3 PANAMA 530429	6,475,000.00	7,592,002.25	
		4.35 INDONESIA 270108	600,000.00	668,471.64	

4.35 INDONESIA 480111	1,185,000.00	1,336,045.46
4.375 RUSSIA 290321	4,800,000.00	5,453,520.00
4.4 QATAR 500416	1,040,000.00	1,267,427.20
4.45 INDONESIA 700415	905,000.00	1,025,313.64
4.5 COLOMBIA 290315	885,000.00	964,065.90
4.5 MEXICO 290422	5,572,000.00	6,039,351.50
4.5 PANAMA 500416	6,975,000.00	8,378,788.50
4.5 PANAMA 560401	5,615,000.00	6,709,925.00
4.5 QATAR 280423	5,075,000.00	5,919,911.37
4.5 SAUDI INTERNA 461026	3,820,000.00	4,277,169.96
4.625 ARGENTINA 230111	350,000.00	141,800.74
4.625 INDONESIA 430415	1,070,000.00	1,218,067.77
4.625 PARAGUAY 230125	8,520,000.00	8,936,713.20
4.625 QATAR 460602	7,555,000.00	9,496,068.37
4.7 PARAGUAY 270327	1,262,000.00	1,383,227.72
4.75 AZERBAIJAN 240318	4,767,000.00	5,106,753.62
4.75 BRAZIL 500114	7,010,000.00	6,541,206.24
4.75 GOVT OF BERM 290215	1,415,000.00	1,593,374.90
4.75 INDONESIA 260108	8,090,000.00	9,153,296.19
4.75 INDONESIA 290211	2,275,000.00	2,653,119.64
4.75 MEXICO 320427	3,975,000.00	4,336,725.00
4.75 OMAN 260615	2,990,000.00	2,771,535.64
4.75 RUSSIA 260527	1,400,000.00	1,594,460.00
4.875 TURKEY 261009	3,120,000.00	2,901,444.00
5 BRAZIL 450127	800,000.00	774,236.00
5 COLOMBIA 450615	3,285,000.00	3,673,599.07
5 MEXICO 510427	3,375,000.00	3,618,000.00
5 PARAGUAY 260415	208,000.00	230,060.48
5.1 RUSSIA 350328	4,000,000.00	4,911,064.00
5.103 QATAR 480423	1,815,000.00	2,413,986.30
5.125 AZERBAIJAN 290901	450,000.00	475,677.90
5.125 MONGOLIA IN 221205	2,000,000.00	2,005,029.38
5.125 ROMANIA 480615	6,636,000.00	7,801,142.24
5.125 TURKEY 280217	6,070,000.00	5,578,949.14
5.25 DUBAI GOVT I 430130	1,110,000.00	1,210,135.32
5.25 INDONESIA 470108	1,034,000.00	1,292,697.90
5.375 GUATEMALA 320424	390,000.00	436,020.00
5.375 HUNGARY 230221	6,510,000.00	7,143,748.50
5.4 PARAGUAY 500330	1,280,000.00	1,455,097.60
5.5 MOROCCO 421211	1,019,000.00	1,245,121.19
5.577 ARAB REPUBL 230221	395,000.00	402,352.53
5.6 PARAGUAY 480313	1,740,000.00	2,004,123.30

5.625 ARGENTINA 220126	1,195,000.00	486,980.42
5.625 BAHRAIN 310930	3,610,000.00	3,646,100.00
5.625 MONGOLIA IN 230501	285,000.00	286,524.75
5.75 ARAB REPUBLI 240529	615,000.00	615,147.60
5.75 HUNGARY 231122	2,894,000.00	3,295,513.56
5.75 JORDAN 270131	1,160,000.00	1,186,564.00
5.75 SOUTH AFRICA 490930	2,400,000.00	2,119,747.20
5.75 SRI LANKA 220118	1,590,000.00	1,208,414.81
5.75 TURKEY 470511	810,000.00	663,228.00
5.875 ARGENTINA 280111	4,950,000.00	1,906,047.00
5.875 SRI LANKA 220725	1,545,000.00	1,120,128.72
5.95 DOMINICAN 270125	1,005,000.00	1,036,215.30
6 CROATIA 240126	1,440,000.00	1,650,131.99
6 DOMINICAN 280719	1,575,000.00	1,627,857.00
6 OMAN GOV INTERN 290801	360,000.00	340,162.20
6.1 PARAGUAY 440811	2,615,000.00	3,184,560.07
6.125 GUATEMALA 500601	630,000.00	735,087.15
6.125 IVORY COAST 330615	2,435,000.00	2,389,197.65
6.125 JORDAN 260129	1,460,000.00	1,522,155.12
6.125 ROMANIA 440122	1,070,000.00	1,394,479.64
6.2 LEBANESE REP 250226	1,545,000.00	312,738.90
6.2 SRI LANKA 270511	780,000.00	510,970.71
6.25 HONDURAS GOV 270119	300,000.00	324,300.00
6.25 LEBANESE REP 250612	300,000.00	59,955.00
6.25 SENEGAL 240730	1,645,000.00	1,685,539.38
6.25 SENEGAL 330523	1,385,000.00	1,342,022.06
6.375 CROATIA 210324	5,255,000.00	5,451,589.55
6.375 ELSALVADOR 270118	335,000.00	303,175.00
6.375 GABONESE RE 241212	1,475,993.00	1,383,567.79
6.375 HUNGARY 210329	8,812,000.00	9,183,161.44
6.375 REP GHANA 270211	455,000.00	429,975.00
6.4 DOMINICAN 490605	875,000.00	852,031.25
6.5 OMAN GOV INT 470308	204,000.00	175,962.24
6.6 DOMINICAN 240128	5,730,000.00	6,071,765.85
6.6 LEBANESE REP 261127	415,000.00	83,933.75
6.625 CROATIA 200714	4,529,000.00	4,552,002.79
6.625 FEDERAL REP 241211	2,511,000.00	2,461,277.17
6.625 GABONESE RE 310206	1,481,000.00	1,297,527.80
6.65 LEBANESE REP 281103	140,000.00	28,646.80
6.75 LEBANESE REP 271129	195,000.00	39,581.10
6.75 NIGERIA REP 210128	930,000.00	944,061.60
6.75 OMAN GOV INT 480117	4,640,000.00	4,002,348.00
6.75 SENEGAL 480313	5,132,000.00	4,734,731.88

6.75 SRI LANKA 280418	500,000.00	327,547.34
6.85 DOMINICAN 450127	1,937,000.00	1,970,897.50
6.85 SRI LANKA 240314	985,000.00	674,752.98
6.85 SRI LANKA 251103	6,074,000.00	4,069,881.45
6.875 ARAB REPUBL 400430	635,000.00	566,467.62
6.875 ARGENTINA 270126	1,492,000.00	580,029.92
6.875 ARGENTINA 480111	805,000.00	298,864.30
6.875 DOMINICAN 260129	245,000.00	264,002.20
6.875 GEORGIA 210412	2,318,000.00	2,387,540.00
6.875 KENYA REP 240624	1,170,000.00	1,175,171.40
6.875 PAKISTAN 271205	400,000.00	397,878.00
6.95 GABONESE REP 250616	2,720,000.00	2,537,420.99
7 KENYA REP 270522	8,525,000.00	8,344,858.22
7.0529 ARAB REPUB 320115	875,000.00	826,014.00
7.1246 ELSALVADOR 500120	1,685,000.00	1,430,565.00
7.125 PANAMA 260129	1,270,000.00	1,599,971.40
7.143 NIGERIA REP 300223	200,000.00	185,516.00
7.15 REPUBLIC OF 250326	4,010,000.00	4,574,419.53
7.25 SERBIA REP 210928	1,330,000.00	1,416,604.28
7.375 BAHRAIN 300514	3,250,000.00	3,652,837.50
7.375 JORDAN 471010	3,960,000.00	3,954,871.80
7.375 UKRAINE 320925	3,542,000.00	3,628,814.42
7.45 DOMINICAN 440430	4,187,000.00	4,464,388.75
7.5 ARGENTINA 260422	1,285,000.00	500,764.50
7.5 BAHRAIN 470920	1,025,000.00	1,144,911.67
7.5 HONDURAS GOVE 240315	895,000.00	965,396.22
7.55 SRI LANKA 300328	445,000.00	291,517.41
7.6003 ARAB REPUB 290301	3,125,000.00	3,176,128.12
7.625 ARAB REPUBL 320529	685,000.00	664,810.31
7.625 ARGENTINA 460422	690,000.00	258,270.45
7.625 ELSALVADOR 410201	155,000.00	137,175.00
7.625 REP GHANA 290516	2,435,000.00	2,306,919.00
7.75 UKRAINE 220901	3,740,000.00	3,887,064.28
7.75 UKRAINE 240901	840,000.00	886,116.00
7.75 UKRAINE 260901	2,302,000.00	2,435,955.68
7.75 UKRAINE 270901	1,990,000.00	2,091,111.90
7.875 ECUADOR 250327	400,000.00	174,000.00
7.875 ECUADOR 280123	4,418,000.00	1,745,110.00
7.875 JAMAICA 450728	2,085,000.00	2,486,383.35
7.875 NIGERIA REP 320216	2,732,000.00	2,559,201.00
7.875 REP GHANA 350211	2,485,000.00	2,279,987.50
7.903 ARAB REPUBL 480221	3,588,000.00	3,298,638.56

7.95 ECUADOR 240620	1,365,000.00	658,612.50
8 ANGOLA REP 291126	2,090,000.00	1,472,405.00
8 KENYA REP 320522	1,851,000.00	1,804,632.45
8.125 REP GHANA 320326	3,845,000.00	3,644,679.34
8.25 ANGOLA REP 280509	1,249,000.00	876,646.86
8.25 ELSALVADOR 320410	365,000.00	340,001.15
8.25 PAKISTAN 240415	200,000.00	211,883.60
8.25 PAKISTAN 250930	400,000.00	420,056.00
8.25 VENEZUELA 241013	2,030,000.00	121,800.00
8.28 ARGENTINA 331231	1,359,976.86	613,444.76
8.5 ARAB REPUBLIC 470131	3,475,000.00	3,360,179.05
8.7002 ARAB REPUB 490301	590,000.00	570,736.50
8.747 NIGERIA REP 310121	1,365,000.00	1,354,455.37
8.75 SENEGAL 210513	3,830,000.00	3,912,942.48
8.875 ARAB REPUBL 500529	1,155,000.00	1,117,638.06
8.875 ECUADOR 271023	2,475,000.00	1,042,593.75
9.125 ANGOLA REP 491126	722,000.00	499,948.90
9.25 VENEZUELA 280507	7,570,000.00	454,200.00
9.375 ANGOLA REP 480508	2,865,000.00	1,969,687.50
9.5 ECUADOR 300327	2,825,000.00	1,165,312.50
9.625 ECUADOR 270602	1,680,000.00	714,000.00
9.75 UKRAINE 281101	265,000.00	306,492.64
STEP ARGENTINA 381231	11,155,000.00	4,203,148.22
国債証券 小計	423,254,969.86	403,169,836.77 (43,014,189,884)
特殊債券	2.75 SAUDI ARABIA 220416	2,450,000.00
	2.875 SAUDI ARABI 240416	655,000.00
	5.75 BANQ TUNIS 250130	1,690,000.00
	6.75 ESKOM HLDG 230806	1,884,000.00
	7.375 KONDOR FINA 220719	1,205,000.00
特殊債券 小計	7,884,000.00	7,709,769.85 (822,555,345)
社債券	2.5 MDGH - GMTN B 241107	520,000.00
	2.7 SINOPEC GRP 300513	2,380,000.00
	2.875 MDGH - GMTN 300521	240,000.00
	3.5 PETRONAS CAPI 250318	1,690,000.00
	3.5 PETRONAS CAPI 300421	790,000.00
	3.5 STATE GRID OV 270504	1,460,000.00
	3.625 ABU DHABI 210622	295,000.00
	3.625 ABU DHABI 230112	560,000.00
	3.625 CENT ELET B 250204	475,000.00
	3.75 EMPRESA NAC 260805	3,170,000.00
	3.95 MDGH - GMTN 500521	485,000.00

4 ABU DHABI 491003	505,000.00	541,579.67	
4.25 ISRAEL ELEC 280814	4,300,000.00	4,723,653.20	
4.375 PERUSAHAAN 500205	400,000.00	401,000.00	
4.5 OFFICE CHE 251022	4,635,000.00	4,867,422.07	
4.55 PETRONAS CAP 500421	1,970,000.00	2,473,539.18	
4.625 CENT ELET B 300204	610,000.00	572,454.50	
4.75 BANCO BRAS 240320	5,915,000.00	6,160,147.17	
4.75 STATE OIL AZ 230313	200,000.00	210,132.00	
4.8 PETRONAS CAPI 600421	735,000.00	987,039.36	
4.875 ABU DHABI 300423	205,000.00	241,063.39	
5 ISRAEL ELEC 241112	5,155,000.00	5,708,002.62	
5.25 EMPRESA NAC 291106	355,000.00	396,400.56	
5.35 PETRO MEX 280212	485,000.00	412,715.60	
5.375 KAZMUNAYGAS 300424	755,000.00	860,703.02	
5.45 PERUSAHAAN 280521	220,000.00	252,690.90	
5.625 OFFICE CHE 240425	3,534,000.00	3,842,193.07	
5.7 RZD CAPITA 220405	710,000.00	756,746.40	
5.75 CENT ELET BR 211027	1,650,000.00	1,700,531.25	
5.75 KAZMUNAYGAS 470419	1,470,000.00	1,733,697.42	
5.875 ABU DHABI 211213	1,103,000.00	1,175,191.35	
5.875 ECOPETROL 230918	1,525,000.00	1,660,946.12	
5.95 PETRO MEX 310128	1,475,000.00	1,237,930.62	
6 PETROLEOS 261115	14,960,000.00	486,200.00	
6.15 PERUSAHAAN 480521	960,000.00	1,165,723.20	
6.375 PETROLEOS M 450123	635,000.00	478,024.82	
6.5 PETRO MEX 290123	910,000.00	810,191.20	
6.625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,373,805.22	
6.75 PETRO MEX 470921	4,153,000.00	3,258,838.33	
6.84 PETRO MEX 300123	4,200,000.00	3,744,048.00	
6.875 ECOPETROL 300429	650,000.00	747,175.00	
6.875 SOUTHERN GA 260324	2,995,000.00	3,510,759.96	
6.95 STATE OIL AZ 300318	1,690,000.00	2,031,434.08	
6.95 YPF SOCIEDAD 270721	160,000.00	112,169.60	
7 YPF SOCIEDAD AN 471215	792,000.00	516,221.64	
7.69 PETRO MEX 500123	3,081,000.00	2,588,255.67	
8.5 YPF SOCIEDAD 210323	920,000.00	734,597.00	
社債券 小計	87,838,000.00	75,204,153.56 (8,023,531,143)	
アメリカドル合計	518,976,969.86	486,083,760.18 (51,860,276,372)	
ユーロ	国債証券	1.125 CROATIA 290619	2,650,000.00 2,593,621.22
		1.25 CHILE 400129	295,000.00 280,255.90

1.5 CROATIA 310617	1,205,000.00	1,187,792.60
1.5 MOROCCO 311127	1,075,000.00	999,734.95
1.5 SERBIA 290626	1,773,000.00	1,654,474.95
1.625 HUNGARY 320428	920,000.00	929,509.12
1.75 HUNGARY 350605	1,375,000.00	1,362,583.75
2 ROMANIA 261208	445,000.00	444,443.75
2 ROMANIA 320128	5,000.00	4,693.12
2.75 NORTH MACEDO 250118	540,000.00	537,100.74
3 CROATIA 270320	3,880,000.00	4,318,925.00
3.125 SERBIA 270515	1,887,000.00	1,971,915.00
3.375 ARGENTINA 230115	630,000.00	244,635.30
3.624 ROMANIA 300526	485,000.00	520,586.87
3.675 NORTH MACED 260603	2,060,000.00	2,114,929.90
3.975 MACEDONIA 210724	2,550,000.00	2,609,274.75
4.75 ARAB REPUBLI 250411	210,000.00	200,681.25
5.875 IVORY COAST 311017	2,535,000.00	2,375,041.50
6.375 ARAB REPUBL 310411	145,000.00	131,875.32
6.875 IVORY COAST 401017	510,000.00	481,408.89
国債証券 小計	25,175,000.00	24,963,483.88 (3,005,104,189)
特殊債券	5.625 BANQ TUNIS 240217	200,000.00 176,394.00
	6.375 BANQ TUNIS 260715	320,000.00 277,635.20
	6.75 BANQ TUNIS 231031	470,000.00 428,875.00
	7.125 KONDOR FINA 240719	1,370,000.00 1,340,366.90
特殊債券 小計	2,360,000.00	2,223,271.10 (267,637,375)
ユーロ合計	27,535,000.00	27,186,754.98 (3,272,741,564)
合計		55,133,017,936 (55,133,017,936)

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券 188銘柄	82.94%	78.02%
	特殊債券 5銘柄	1.59%	1.49%
	社債券 47銘柄	15.47%	14.55%
ユーロ	国債証券 20銘柄	91.82%	5.45%
	特殊債券 4銘柄	8.18%	0.49%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

### 【グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)】

#### 【純資産額計算書】

令和2年 6月30日現在  
(単位:円)

資産総額	10,617,065,072
負債総額	10,197,937
純資産総額( - )	10,606,867,135
発行済口数	15,553,912,692口
1口当たり純資産価額( / )	0.6819
(10,000口当たり)	(6,819)

(参考)

#### グローバル株式インカム マザーファンド

#### 純資産額計算書

令和2年 6月30日現在  
(単位:円)

資産総額	11,615,611,741
負債総額	108,611,494
純資産総額( - )	11,507,000,247
発行済口数	5,712,127,532口
1口当たり純資産価額( / )	2.0145
(10,000口当たり)	(20,145)

#### ワールド・リート・オープン マザーファンド

#### 純資産額計算書

令和2年 6月30日現在  
(単位:円)

資産総額	153,725,371,038
負債総額	256,837,926
純資産総額( - )	153,468,533,112
発行済口数	78,043,978,452口

1口当たり純資産価額( / )	1.9664
(10,000口当たり)	(19,664)

## エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

## 純資産額計算書

令和 2年 6月30日現在

(単位:円)

資産総額	58,817,547,214
負債総額	353,319,902
純資産総額( - )	58,464,227,312
発行済口数	16,006,726,858口
1口当たり純資産価額( / )	3.6525
(10,000口当たり)	(36,525)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

## (3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

## (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

( 5 ) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

( 6 ) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

2020年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	872	13,948,829
追加型公社債投資信託	16	1,318,010
単位型株式投資信託	64	334,950
単位型公社債投資信託	20	101,305
合計	972	15,703,095

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1)財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

(資産の部)	(単位：千円)			
	第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)	
現金及び預金	2	53,969,686	2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	2	560,483	2	638,994
金銭の信託	2	100,000	2	100,000

その他	153,256	254,330
流動資産合計	66,699,271	70,239,017

## 固定資産

有形固定資産			
建物	1	617,032	1
器具備品	1	665,247	1
土地		628,433	628,433
有形固定資産合計		1,910,713	2,084,375
無形固定資産			
電話加入権		15,822	15,822
ソフトウェア		3,670,753	3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345	1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921	4,760,365
投資その他の資産			
投資有価証券		21,408,781	16,704,756
関係会社株式		320,136	320,136
投資不動産	1	824,268	1
長期差入保証金		593,536	565,358
前払年金費用		415,234	375,031
繰延税金資産		1,496,180	1,912,824
その他		45,230	45,230
貸倒引当金		23,600	23,600
投資その他の資産合計		25,079,767	20,718,993
固定資産合計		31,213,401	27,563,734
資産合計		97,912,673	97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	293,258	687,565
未払金		
未払収益分配金	170,281	131,478
未払償還金	448,695	395,400
未払手数料	2	3,990,054
その他未払金	2	3,961,765
未払費用	2	3,803,995
未払消費税等		194,852
未払法人税等		573,657
賞与引当金		901,135
役員賞与引当金		140,100
その他		868,992
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784

時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897

## (純資産の部)

株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日 )	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日 )
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658
営業費用		
支払手数料	2	28,533,952
広告宣伝費		739,643
公告費		500
調査費		1,000
調査費		1,794,755
委託調査費		12,194,996
事務委託費		1,016,816
営業雑経費		847,769

通信費	170,794	153,731
印刷費	427,442	427,118
協会費	48,375	52,053
諸会費	16,175	15,990
事務機器関連費	1,841,631	1,953,926
営業費用合計	46,785,083	44,690,907
<b>一般管理費</b>		
給料		
役員報酬	349,083	331,987
給料・手当	6,453,717	6,611,427
賞与引当金繰入	901,135	933,517
役員賞与引当金繰入	140,100	124,590
福利厚生費	1,234,293	1,276,950
交際費	13,011	11,871
旅費交通費	200,426	165,891
租税公課	373,201	360,165
不動産賃借料	654,886	647,402
退職給付費用	428,912	422,919
役員退職慰労引当金繰入	51,159	48,183
固定資産減価償却費	1,252,321	1,307,555
諸経費	523,213	427,212
一般管理費合計	12,575,461	12,669,674
営業利益	13,539,012	13,008,076

(単位 : 千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	2 1,913	2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	2 38,388	2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
<b>営業外費用</b>		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920
営業外費用合計	157,235	122,122
経常利益	14,076,123	13,753,799
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	501,778	174,842
特別利益合計	501,778	174,842
<b>特別損失</b>		
投資有価証券売却損	135,399	75,963
投資有価証券評価損	62,310	163,865
固定資産除却損	1 4,848	1 8,832

固定資産売却損		225			435
システム関連費		322,986			
商標使用料		90,000			
特別損失合計		615,770			249,096
税引前当期純利益		13,962,130			13,679,545
法人税、住民税及び事業税	2	4,420,179	2	4,146,534	
法人税等調整額		100,112			79,824
法人税等合計		4,320,066			4,226,359
当期純利益		9,642,064			9,453,186

## (3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剩余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剩余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剩余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剩余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしてあります。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

#### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

#### （未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

#### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2) 適用予定期

令和4年3月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）

#### ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）

#### ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）

#### ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

#### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

## (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

### (貸借対照表関係)

#### 1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

#### 2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

### (損益計算書関係)

#### 1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	
器具備品	2,301千円	8,832千円
計	4,848千円	8,832千円

#### 2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円

法人税、住民税及び事業税 3,216,517千円 3,030,180千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

## (リース取引関係)

## 借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	
合計	1,351,912千円	675,956千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれてありません(注2)参照)。

## 第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

## 第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,328,625	85,328,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

## (1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

#### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

#### (有価証券関係)

##### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

##### 2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計	株式	-	-	-

上額が取得原 価を超えない もの	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

## 第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
その他	その他	8,774,369	9,937,087	1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

## 3. 売却したその他有価証券

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円(その他有価証券のその他62,310千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円(その他有価証券のその他163,865千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円

勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	15,898	52,430
退職給付の支払額	218,947	162,904
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	4,606	164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	203,077	140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	2,666,937	2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	114,968	203,136
未認識過去勤務費用	484,766	419,405
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	415,234	375,031
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円
利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の費用処 理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給 付費用	284,199	269,848

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

#### 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

#### (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

##### 主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035 ~ 0.49%	0.095 ~ 0.52%
長期期待運用收益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

##### (税効果会計関係)

#### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
<b>繰延税金資産 小計</b>	<b>2,122,023</b>	<b>2,029,829</b>
評価性引当額	-	-
<b>繰延税金資産 合計</b>	<b>2,122,023</b>	<b>2,029,829</b>
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	127,144	114,834
連結納税適用による時価評価	1,320	1,260
その他有価証券評価差額金	497,269	801
その他	108	109
<b>繰延税金負債 合計</b>	<b>625,842</b>	<b>117,005</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>1,496,180</b>	<b>1,912,824</b>

## 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期(平成31年3月31日現在)及び第35期(令和2年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

## 1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2.地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

## 1.関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等  投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)  投資助言料 (注3)	5,298,064 千円  695,834 千円	未払手数料  未払費用	671,568 千円  365,510 千円

## 第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	取引銀行	コーラブル預 金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び 預金	20,000,000 千円
							コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円

## 第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	4,073,855千円	未払手数料	697,109千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻(注3)	20,000,000千円		
							コーラブル預金の預入(注3)	20,000,000千円	現金及び預金	20,000,000千円
							コーラブル預金に係る受取利息(注3)	4,126千円	未収収益	997千円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	5,714,501千円	未払手数料	944,351千円

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

#### 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

#### (1株当たり情報)

		第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額		384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額		45,571.50円	44,678.80円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益金額(千円)		9,642,064	9,453,186

普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### 定款の変更等

定款の変更については、株主総会の決議が必要です。

##### 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

###### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2020年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

###### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社筑波銀行	48,868 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社西京銀行	23,497 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	12,252 百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんTT証券株式会社	301 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	2,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
共和証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
莊内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スタート証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	9,257 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,944 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和證券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山形證券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

- ( 1 ) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- ( 2 ) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

## 3 【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年6月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年12月27日	臨時報告書
2020年 3月11日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年 3月11日	有価証券報告書
2020年 3月31日	臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 青木裕晃印

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 伊藤鉄也印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和2年7月15日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畠 茂 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の令和1年12月13日から令和2年6月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の令和2年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。